

那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業
業務要求水準書（案）に関する質問及び回答

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
1	1	1 章	1 節				本書の位置付け	「別に定める規定」とは P.49 節に記載のある「業績等の監視及び改善要求措置要領」を指すと考えて宜しいでしょうか。また、事業契約書（案）は入札公告前に公表して頂けるのでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段については、入札公告時に示します。
2	2	1 章	5 節	1			全体計画の概要	ターミナルの拡張が検討されているとありますが、現敷地及び新本館新設に伴う外構整備範囲に設置が予定されている建物及び設備等について差し支えない範囲でご教示願います。	現時点では検討中であり確定的な計画はありません。なお、関連して実施方針に関する質問回答 No1 を参照ください。
3	2	1 章	5 節	1			全体計画の概要	将来の機械棟の建替えへの配慮が必要とありますが、他の施設（第一別館、第二別館、テニスコート等）の建替えはあるのでしょうか。建替えがある場合に、本計画において配慮は必要でしょうか。	第一別館、第二別館等の建替えは予定していません。
4	2	1 章	5 節	1			全体計画の概要	存置となる第一別館及び第二別館は現在どのように使われているのでしょうか。また、新本館での運用開始後はどのような使われ方となる予定でしょうか。	第二別館の現在の機能は、新本館に全て移転します。移転後は、会議室等としての利用が見込まれています。 第一別館は、空港事務所の業務に使用されており、那覇管制部の管轄外となります。
5	2	1 章	5 節	1			全体計画の概要	解体後の旧本館敷地及び解体予定機械棟敷地についての今後の利用計画があればお示しただけませんかでしょうか。	現時点では、確定した利用計画はありません。
6	2	1 章	5 節	1			全体計画の概要	現敷地を含めた再編整備が将来的に実施される可能性があり、その場合、機械棟の老朽化の如何に関わらず、新本館の整備では将来の建て替えへの配慮が必要となるとの記述がありますが、具体的な要求水準があればお示しください。	要求水準書（案）16 頁を参照ください。なお、関連して実施方針に関する質問回答 No23 を参照ください。
7	2	1 章	5 節	1			全体計画の概要	計画エリア内には、将来的に機械棟以外の大きな施設は整備されないと考えて宜しいでしょうか。（第一別館、第二別館の代わりとなる施設など。）	現在のところ予定しておりません。
8	2	1 章	5 節	1			全体計画の概要	第一別館、第二別館はどのような施設なのでしょうか。新本館等との関係は考慮しなくともよいのでしょうか。	No4 の回答を参照ください。
9	2	1 章	5 節	1			全体計画の概要	旧本館（、機械棟）の解体後の敷地はどのような利用を想定されているのでしょうか。	No5 の回答を参照ください。
10	2	1 章	5 節	1			全体計画の概要	「機械棟の建替えへの配慮」とありますが、本事業と機械棟の関わりについてご教示願います。特に、現状機械棟が供給しうる熱量、余剰熱量、近年の熱供給量データ、また新たに建設される機械棟にて想定される、地域エネルギー供給施設としての概要・指針などありましたら公表願います。	本事業で行う新本館の整備において、機械棟から供給するのは、電力のみです。
11	2	1 章	5 節	1			全体計画の概要	「機械棟の建替えへの配慮」とありますが、機械棟建替えの際の配管切り替え、想定される必要な設備改修工事等は本事業に含めるとの解釈でよろしいでしょうか？	本事業に含みません。なお、関連して実施方針に関する質問回答 No23 を参照ください。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
12	2	1 章	5 節	2			整備スケジュール並行運用時のT r 等容量	「表 1-1 整備スケジュール」において平成 21 年度は並行運用とありますが、直轄工事となる電気室内の機器（VCB、Tr 等）の容量は、旧本館も含めた全ての施設に電源供給可能な容量を保持したものであると理解して宜しいでしょうか。	直轄工事で実施する航空保安用電源設備は、新本館のみへの供給であり、旧本館等の既存施設への電源供給は、機械棟から直接行う予定です。（添付資料 2-14 を参照ください。）
13	2	1 章	5 節	2			整備スケジュール並行運用時の旧本館熱源供給	旧本館の空調設備は新本館完成時には撤去になっているものと理解していますが、並行運用時の旧本館の熱源供給はどのような方策を構じたほうが宜しいでしょうか、ご教示願います。	旧本館の空調は、機械棟の冷熱源設備から旧本館に設置されている空調機に供給しています。これらの空調設備は、並行運用期間の終了後、旧本館の解体撤去工事とあわせて本事業にて事業者が撤去してください。
14	2	1 章	5 節	2			整備スケジュール	「官庁検査及び試運転に係る電気料金・水道料金は国の負担とする」とありますが、これ以外の事業期間における電気料金・水道料金についての負担も国と考えてよろしいですか。	建設工事及び解体撤去工事に必要な工事用仮設電源・水道等は、事業者の費用負担で独自に確保してください。
15	3	1 章	5 節	3	(2)	②	人数等	官執勤務と輪番勤務の内容、違いについてご教示ください。	官執勤務は、日中 8:30～17:15 の通常勤務であり、輪番勤務は 24 時間の交替勤務制となります。
16	3	1 章	5 節	3	(2)	②	人数等	新本館の供用時以降の構成・人数はおおむね表の人数と捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	3	1 章	5 節	3	(2)	②	人数等	勤務体制の欄にある「官執勤務」と「輪番勤務」について、具体的にどのような勤務形態となるかお教えいただけませんか。	No15 の回答を参照ください。
18	3	1 章	5 節	3	(2)	②	人数等	職員について計画上必要となるため、新本館の供用時以降の構成、総人数、男女別人数を見込みで結構ですのご教示願います。	男女比率を 8:2 として計画してください。
19	3	1 章	5 節	3	(2)	②	入居官署の業務	配置計画上、各部門での男性・女性職員数をお教え願いますか。また、滞留人員ピーク時の想定男性・女性職員数についても併せてお教え願います。	No18 の回答を参照ください。
20	3	1 章	5 節	3	(2)	②	人数等	「職員数は平成 18 年度の定数であり、新本館の供用時以降は構成・人数ともに異なる」とありますが、提案においては新本館の供用以降も構成・人数が異ならないと想定してよろしいでしょうか。	No16 の回答を参照ください。
21	3	1 章	5 節	3	(2)	②	人数等	便所や浴室等の計画の参考とするため、職員の男女比についてご教示下さい。	No18 の回答を参照ください。
22	4	1 章	6 節	1			施設整備に関する業務	建設業務のうち所有権移転業務とありますが、本件は BT0 であるため、諸税・諸費用（登録免許税、建物表示登記、建物保存登記等）については事業者は負担しなくて良いものとの理解でよろしいでしょうか。	施設整備に係る公租公課の課税条件については、所轄官庁に事業者の責任で確認ください。登記に関しては、実施方針に関する質問回答 No89 を参照ください。
23	4	1 章	6 節	2			解体撤去業務	解体撤去業務に機械棟内の空調設備等とありますが、具体的な内容を教えて頂けますでしょうか。特に「等」に含まれる部分を明示下さい。	機械棟内に設置している冷熱源設備、空調機、空調用ポンプ、空調用配管設備、空調用動力設備、自動制御設備など全ての空調設備を指します。
24	4	1 章	6 節	2			解体撤去業務	「既存の機械棟内の空調設備等」と記載されていますが、ここでの「等」にはどのようなものが含まれるのか、現時点での具体的な内容をお示しください。	No23 の回答を参照ください。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
25	4	1 章	6 節	2			解体撤去業務	「既存機械棟内の空調設備等の解体撤去業務」とありますが、空調設備以外にどのような業務を想定しているのでしょうか。	No23 の回答を参照ください。
26	4	1 章	6 節	2			解体撤去業務	池の解体撤去とは、具体的にどういう業務を指しているのでしょうか。	構造物を撤去、更地にした後、景観に配慮した砂塵飛散防止対策を行ってください。
27	4	1 章	6 節	2			解体撤去業務	旧本館施設以外の「既存の機械棟内の空調設備等」の解体撤去時期についても、業務要求水準書（案） p2 記載の表 1-1 の整備スケジュールに示される旧本館解体撤去の時期と同時期に行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	4	1 章	6 節	2			解体撤去業務	撤去に関わる部分の、配線・配管図面、機器リスト等がございましたらご公表ください。	解体工事の対象施設に関する詳細な図面等の情報のうち、機密上の配慮が必要なものは入札参加資格審査の通過者に提示します。上記以外の情報は、入札公告時に提示します。
29	4	1 章	6 節	3			維持管理に関する業務	維持管理に必要な、事業者側で使用可能な諸室はありますでしょうか。あるいは、SPC 業務を行うために必要な SPC 室を設置してもよろしいでしょうか。この場合、SPC 室には行政財産使用料等の費用が発生するのでしょうか。	添付資料 2-9 の共用部門「清掃器具・業者控え室」は、事業者側での業務従事者の待機や清掃等の器具の保管、SPC の管理業務等、事業者が専属的に使用すること予定しています。なお、これらの諸室の使用は、51 頁（2）⑦の規定に基づき、事業者が無償で使用できます。
30	4	1 章	6 節	3			維持管理に関する業務	旧本館からの移設予定の設備・備品等がありましたら、員数・品目をご教授ください。また、事業期間中の点検・保守・修繕は国の直轄と理解してよろしいでしょうか。	旧本館から移設する設備・備品の詳細について、本事業の実施に際して提案段階で開示が必要である合理的な理由が認められる場合は、入札公告時にその情報提供について考慮します。後段は、ご理解のとおりです。
31	4	1 章	8 節				適用基準等	適用基準等が事業期間中に改定された場合は協議によるとありますが、添付資料 1-2、2 適用基準には「基準類はすべて最新版が適用される」とあります。入札公告時に最新の基準類を適用し、その後事業期間中に改定された場合は協議によると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	4	1 章	8 節				適用基準等	「事業計画書」とは提案書のことでしょうか。提案内容が要求水準書の内容を超える場合でも、優先順位の考え方は同じでしょうか。	事業契約書等>入札説明書等>事業計画書の順に改めます。なお、「事業計画書」とは、事業者が国に提出した入札提出書類及び事業契約締結までに提出した一切の資料を言います。また、事業計画書の提案内容が要求水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用します。
33	4	1 章	9 節				業績の監視	業績監視の結果によっては、国は改善勧告や PFI 事業費の減額等を行うとありますが、業績の評価方法については、「業績等の監視及び改善要求措置要領」へ記載されると理解して、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	5	1 章	10 節	1			使用する建設材料及び設備機器	建設材料あるいは器具・備品等において、海外調達製品の使用は可能でしょうか。海外製品採用の可否あるいは、調達条件等現時点でのお考えがあればご教授ください。	性能、信頼性、保守性について、国産品と同等以上と認められる資料の提出を受け、国において問題が無いことが確認できれば可能です。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
35	5	1 章	11 節				事業期間終了時の水準	「事業が終了した時においても、当該施設を要求水準書に示す良好な状態に保持」とありますが、事業期間終了時に対象施設全体にわたり、更新、修繕を終えてから引渡ししなければならないと理解してよろしいでしょうか。	事業期間終了時に要求水準を満たした状態であることとご理解ください。しかし、更新・修繕の実施内容は、ライフサイクルコストの最適化を目指した適切な計画に基づく必要があります。
36	5	1 章	11 節				事業期間終了時の水準	「要求水準書に示す『良好な』状態」は実務上「要求水準書を『満足』する状態」と同義、との理解は誤っているのでしょうか？「良好な」との表現では、実務上の判断が困難と思われます。	No35 の回答を参照ください。
37	5	1 章	11 節				事業期間終了時の水準	業務終了した時点において、瑕疵担保期間の設定はありますでしょうか、ご教示願います。	ありません。
38	6	2 章	1 節	1			防災性の基準について	地震、火災、台風、などの災害時や非常時においても十分な防災性を確保と記載されておりますが、防災基準の明示をご教示下さい。	第 2 章 4 節の「官庁施設の基本的性能基準」の適用表を参照ください。
39	6	2 章	1 節	1			施設の安定的で継続的な機能維持と防災性の確保	「本施設は、事業期間を通じて安定的で継続的に機能を維持すること。」と記述されておりますが、本施設とは、既存施設全て含まれますでしょうか、ご教示願います。	本事業において事業者が整備した範囲に限ります。
40	6	2 章	1 節	1			施設の安定的で継続的な機能維持と防災性の確保	上記にて、全て含まれた場合、既存施設の耐震性能確保の考え方をご教示願います。	No39 の回答を参照ください。
41	6	2 章	1 節	2			良好な室内環境への配慮	「騒音、振動、臭気への対策」とありますが、その発生源は具体的にあるのでしょうか。	航空機、道路からの影響を想定しています。
42	6	2 章	1 節	2			良好な室内環境への配慮	「照明計画や室内の緑化等による」とありますが、ゆとりとするおいのある執務空間を実現するために「室内緑化」を提案する場合の植物の設置および維持に必要な費用は、備品と同様に国の負担と考えてよろしいでしょうか。	室内緑化を提案する場合は、事業者の負担となります。維持費用も同様です。
43	6	2 章	1 節	3			セキュリティの確保	ここで記載のある「セキュリティレベル」とは p. 26-5 節 4 (1) ⑩防犯・入室管理設備に記載のある管理レベルを指すと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	6	2 章	1 節	3			セキュリティの確保	既存建物の入退室管理設備とセキュリティシステムを統合（もしくは連動）する必要はありますか。必要であればカード方式を含んだシステム概要をご提示願います。	統合する必要性は特にありません。
45	6	2 章	1 節	7	(2)		階高などの建物の骨格に一定のゆとりについて	階高などの建物の骨格に一定のゆとりについては、具体的な数値目標の目標がございましたらご教示下さい。	特にありません。事業者の提案によります。
46	7	2 章	1 節	7	(2)		多様な利用ニーズに対応する柔軟性の確保	「将来の機能変化としては、各室の模様替えや構成の変更、増築、用途転用、設備機器の配管類の更新等が想定され」とありますが、各機能変化の具体的な想定をご教示ください。	柔軟な対応が可能なことを求めたものです。

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
47	7	2 章	1 節	7	(2)			多様な利用ニーズに対応する柔軟性の確保	「情報通信やセキュリティ設備は技術革新が著しいため、システムの高度化や更新に対応が容易なものとする」とありますが、システムや機器の更新費用は、国の負担と考えてよろしいでしょうか。	情報通信設備は、国の負担にて実施します。セキュリティ設備は、事業期間終了までに機能維持に必要な修繕等は事業者の負担となりますが、要求水準の変更を伴うシステムや機器の更新費用は、その増加費用は国が負担します。
48	7	2 章	1 節	7	(2)			多様な利用ニーズに対応する柔軟性の確保	本事業施設の増築・用途転用について、具体的に参考となるような計画・予測・方針などがあればご教示ください。	No46 の回答を参照ください。
49	7, 8	2 章	2 節	2	(1) (2) (3)	③ ④ ⑤		設計業務建設業務工事監理業務	既存機械棟・第一別館・第二別館と新本館との設備配管が設計・建設・工事監理業務対象となっておりますが、具体的にはどのようなものを想定されていますでしょうか。全体構成が分かる資料があればご提示願います。	入札公告時に提示する予定の添付資料 2-16「既存電気施設との接続及び切替時期」を参照ください。
50	7	2 章	2 節	2	(1)			設計業務	敷地調査について事業者は自由に敷地への立ち入りが可能という理解でよろしいでしょうか。	所要の手続きの上可能となります。
51	7	2 章	2 節	2	(1)			設計業務	添付資料 2-2 に示される敷地測量のデータまたは座標値をお示しいただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
52	7	2 章	2 節	2	(1)			設計業務	「①～⑤に係る設計並びに必要な一切の調査、協議・申請（建築確認申請など）及び手続き業務を行う」とありますが、今回の建築物は、計画通知ではなく民間事業者（PFI 事業者）による建築確認申請と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	7	2 章	2 節	2	(1)			設計業務	建築確認申請において、計画地の敷地は、その他の空港施設（空港ターミナルビル等）は含まない単独の敷地と考え、建築基準法第 86 条「一団地認定申請」等は不要と考えてよろしいでしょうか。	既存施設の増築時においては、管制部敷地のみで申請しています。
54	7	2 章	2 節	2	(1)			設計業務	「事業者は、建設に伴う近隣説明対応等に必要な交通量の調査、建物の設計・建設のために必要な電波障害対策調査を実施する」とありますが、「近隣」とは具体的にどの範囲や権利者を意味するのかご教示ください。	「近隣」とは、電波障害の及ぶ範囲とします。なお、実施方針に関する質問回答 No182・183 を参照ください。
55	7	2 章	2 節	2	(1)			建設に伴う近隣説明対応について	建設に伴う近隣説明の範囲を具体的にご教示下さい。	No54 の回答を参照ください。
56	7	2 章	2 節	2	(1)			設計業務	計画建築物の設計にあたり、那覇市あるいは沖縄県の景観委員会等の指導および申請があると考えてよろしいでしょうか。	景観委員会等の指導はないと考えます。
57	7	2 章	2 節	2	(1)			設計業務敷地調査	許認可に必要な敷地測量を行うにあたり、敷地境界は確定しているのでしょうか。	確定しています。
58	7	2 章	2 節	2	(1)	③		既存機械棟から新本館への設備配管	「既存機械棟から新本館への設備配管」の内容がわかる資料をご提示ください。	No49 の回答を参照ください。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答	
	頁	項								
59	7	2 章	2 節	2	(1)	③		既存機械棟から新本館への設備配管	既存機械棟から新本館へ供給されるエネルギー等の詳細をお示し下さい。	既存機械棟から新本館へ供給するエネルギーは、添付資料 2-14 にお示しした電気のみです。その他の接続に関しては、No49 の回答を参照ください。
60	7	2 章	2 節	2	(1)	④		新本館から既存第1別館、第2別館への設備配管	「新本館から既存第1別館、第2別館への設備配管」の内容がわかる資料をご提示ください。	No49 の回答を参照ください。
61	7	2 章	2 節	2	(1)	④		新本館から既存第一別館、第二別館への設備配管	新本館から既存第一別館、第二別館へ供給する設備内容の詳細をお示し下さい。	No49 の回答を参照ください。
62	7	2 章	2 節	2	(1)	⑤		その他、本施設の整備に必要となるもの	具体的に想定されているものはあるでしょうか。	特にありません。
63	7	2 章	2 節	2	(1)	⑤		設計業務	「その他、本施設の整備に必要となるもの」を具体的にご教示ください。	No62 の回答を参照ください。
64	7	2 章	2 節	2	(1)	⑤		その他、本施設の整備に必要となるもの	新本館と既存機械棟、第一別館、第二別館とを内部渡り廊下等で接続する必要はないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	7	2 章	2 節	2	(2)			建設業務	既設守衛室は残置対象となっていますが、新本館に設置が求められる守衛室（受付）とは別に、既設守衛室にて引続き人的チェックを行うという理解でよろしいのでしょうか。	既設守衛室（ゲート）にて、事業者が人的チェックを行ってください。開始時期及び業務内容は、別途規定部分を参照ください。
66	7	2 章	2 節	2	(2)			建設業務	施設進入口、旧本館までのアプローチ道路及び既存駐車場はそのまま利用するという考えでよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	7	2 章	2 節	2	(2)			建設業務	「引き込み負担金等の支払い」とありますが、具体的にどのような引き込み負担金の発生が想定されるのかご教示ください。	上下水道の使用容量等の変更による追加負担金等を想定しています。 また、工事用仮設電源は、事業者となります。
68	7	2 章	2 節	2	(2)			建設業務	引き込み負担金が発生する場合、既存の設備容量に対して変更があることが考えられますが、どの程度の容量変更となるのかご教示ください。	入札公告時に示します。
69	7	2 章	2 節	2	(2)			建設業務	引き込み負担金の支払いについて、電気・水道など主なインフラは既に敷地内に引き込み済みと思われますが、ここではどのような負担金を想定しているのでしょうか。	No67 の回答を参照ください。
70	7	2 章	2 節	2	(2)			建設業務	引き込み負担金等の支払は事業者負担となっていますが、当事者との協議は民間事業者にておこなうとの理解でよろしいでしょうか。この場合、P21. 全体計画の概要に記載されている「機械棟への建て替えの配慮」により、事業期間中にて、使用容量等の変更による追加負担金等については民間事業者は考慮しなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	7	2 章	2 節	2	(2)			建設業務	業務内容において③既存機械棟から新本館への設備配管、④新本館から既存第一別館、第二別館への設備配管の記載がありますが、新本館のみならず、既存棟への設備配管も BT0 での整備との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答	
	頁	項								
72	7	2 章	2 節	2	(2)			工事期間中における休日、作業時間について	工事期間中における休日の指定及び作業時間の指定がありましたらご教示下さい。	特にありませんが、日曜、祝祭日の作業は基本的には行えません。
73	7	2 章	2 節	2	(2)	③	④	建設業務	新本館から既存機械棟・第一別館、第二別館への設備配管の接続は記載されていますが、新本館とこれらの存置する既存施設は建築的にも渡り廊下等で接続するのでしょうか。	No64 の回答を参照ください。
74	7	2 章	2 節	2	(2)	⑤		建設業務	「その他、本施設の整備に必要となるもの」を具体的にご教示ください。	現時点では具体的に想定しているものではありません。
75	8	2 章	2 節	2	(2)			建設業務	「旧本館は、新本館の施設整備の完了後に撤去する事を考慮し、整備すること。」との記載がありますが、ここでの整備とはどのような内容でしょうか。	同項①～⑤に示す建設業務です。
76	8	2 章	2 節	2	(3)	⑤		工事監理業務	「その他、本施設の整備に必要となるもの」を具体的にご教示ください。	現時点では特に想定しておりません。
77	7, 8	2 章	2 節	2				施設整備に関する業務	設計、建設、管理の各業務の④に「新本館から既存第 1 別館、第 2 別館への設備配管」とありますが、これは将来的に第 1 別館・第 2 別館の熱源供給・各種ライフライン供給を本事業により新本館から供給するという考えでよろしいですか。	添付資料 2-16 に示す既存電気設備との接続に要するものであり、熱源供給・各種ライフラインの供給は行いません。
78	7, 8	2 章	2 節	2				施設整備に関する業務	設計、建設、管理の各業務の④に「新本館から既存第 1 別館、第 2 別館への設備配管」とありますが、第 1 別館・第 2 別館への熱源供給、ライフライン供給の算定のため現在の第 1 別館、第 2 別館の各種設備図面、機器リスト、将来の改修予定や使用用途を公表していただけますか。	No77 の回答を参照ください。
79	8	2 章	2 節	3				解体撤去業務	特別管理産業廃棄物の有無、数量をご教示いただけないでしょうか。	実施方針に関する質問回答 No65・71 を参照ください。
80	8	2 章	2 節	3				解体撤去業務	対象施設の中で飛散性アスベストの有無をご教示いただけないでしょうか。	No79 の回答を参照ください。
81	8	2 章	2 節	3				解体撤去業務について	解体対象物へのアスベスト、PCB 等有害物の使用状況をご提示下さい。	No79 の回答を参照ください。
82	8	2 章	2 節	3				解体撤去業務	既存施設にはアスベストの使用はありませんか。存在する場合、処理等にかかる費用は国にてご負担いただけるのでしょうか。	前段は No79 の回答を参照ください。 後段については、事業者の負担にて実施してください。
83	8	2 章	2 節	3				解体撤去業務	解体部分周辺の植栽が工事の関係で維持できない事が想定されますが如何でしょうか。	植栽の移植、伐採ともに可能であり、その措置は提案によります。
84	8	2 章	2 節	3				解体撤去業務	特定事業に係る業務のうち解体撤去業務に関する要求水準は、当該項目のみと考えてよろしいでしょうか。	当該項目に併せて、6 節「業務の実施」の規定に準じて実施してください。
85	8	2 章	2 節	3				解体設計業務	解体対象となる施設（構造種別、規模、基礎など）の図面または解体コスト算出に必要な情報をご提示ください。	No28 の回答を参照ください。
86	8	2 章	2 節	3				解体撤去業務	旧本館施設（既存杭等の地下構築物の撤去を含む）とありますが、地下躯体の有無、杭基礎の有無、有であれば杭種、杭径杭長、杭本数などをご教示ください。	No28 の回答を参照ください。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答	
	頁	項								
87	8	2 章	2 節	3				解体撤去業務	既存施設の図面を基礎部を含めてお示し頂けますでしょうか。	No28 の回答を参照ください。
88	8	2 章	2 節	3				解体撤去業務	機械棟内の空調設備等の内容がわかる資料をご提示ください。	No28 の回答を参照ください。
89	8	2 章	2 節	3				解体撤去業務	解体撤去の対象となる旧本館（既存杭等の地下構築物も含めて）、車庫、池に対する既存図並びに機械棟内にある解体対象の空調設備については解体対象部分を明記した既存図については入札公告時に配布されると考えて宜しいでしょうか。	No28 の回答を参照ください。
90	8	2 章	2 節	3				解体撤去業務	新本館建設可能範囲内に現存し、PFI 事業者が新本館建設に伴い撤去すべき、工作物（アスファルト舗装、路盤、雨水排水管、側溝、会所桝など）の詳細が分かる資料をご提示ください。	No28 の回答を参照ください。
91	8	2 章	2 節	3				解体設計業務	「必要に応じて解体・改修設計を行うとともに、解体・改修時の工事監理も行う。」とありますが、PFI 事業者が「不要」と判断した場合は、解体・改修の設計は行わなくてもよいと考えてよろしいでしょうか。	解体・改修設計に係る詳細な条件は、入札公告時に示します。
92	8	2 章	2 節	3				解体撤去業務	必要に応じて解体・改修設計、工事監理を行うとありますが、どのような設計・監理を想定されているのでしょうか。	No91 の回答を参照ください。
93	8	2 章	2 節	3				解体撤去業務	必要に応じて行う解体・改修設計とは具体的にどのような業務を想定しているのでしょうか。	No91 の回答を参照ください。
94	8	2 章	2 節	3				解体撤去業務	解体撤去施設と存置する施設との取り合い部分（渡り廊下等）の処置に関する要求水準をご教示下さい。	入札公告時において、添付資料 2-4「解体撤去する既存旧本館等の範囲」に条件を明示します。
95	8	2 章	2 節	3				解体撤去業務	解体撤去工事期間中の仮設計画等には要求水準はなく、新本館の業務に支障をきたさないように自由に提案してよいと理解してよろしいでしょうか。	他の施設（第一別館、第二別館、機械棟）の業務にも支障をきたさないよう配慮する必要があります。
96	8	2 章	2 節	3				解体撤去業務	解体撤去業務の要求水準書に対する更なる理解や今後の事業提案への参考となると思料されることから、旧本館等の施設見学の予定はございますでしょうか。予定されている場合は、開催時期と合わせてご教示ください。	入札公告時に示します。
97	8	2 章	2 節	3				解体撤去工事	解体撤去後の敷地は砂塵の飛散防止対策を施すとありますが、現場発生良土にて埋戻しの上、まき芝程度で宜しいでしょうか。	ご質問の整備内容も含め、事業者の提案とします。
98	8	2 章	2 節	3				解体撤去業務	既存施設解体後の状態について、具体的な仕様（整地・アスファルト舗装等）をご教示下さい。	No90 の回答を参照ください。
99	8	2 章	2 節	3				解体撤去業務	解体撤去後の整備はどの程度と考えればよろしいでしょうか。整地後に植栽、造園等は不要でしょうか。	No97 の回答を参照ください。
100	8	2 章	3 節	1				敷地条件	地域地区・建蔽率・容積率が実施方針内容と異なりますが、要求水準書（案）が正なのでしょうか。	実施方針の提示内容は、本年 2 月の時点で確認した情報を記載しておりましたが、その後、実施方針公表後に再確認したところ規制内容に変更があったため、要求水準書（案）には変更後の規制内容に修正しております。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
101	8	2 章	3 節	1			敷地条件	敷地は「市街化調整区域」に位置すると示されていますが、建築物の建設にあたり、「開発許可」が必要と考えてよろしいでしょうか。あるいは、国の公益施設と考え、開発許可は不要と考えればよろしいでしょうか。	開発許可は不要と考えます。
102	8	2 章	3 節	1			市街化調整区域	都市計画法上の開発行為は無いと考えてよろしいでしょうか。	No101 の回答を参照ください。
103	8	2 章	3 節	1			市街化調整区域	今計画の建物は敷地内に「増築」と考えてよろしいでしょうか。	No53 の回答を参照ください。
104	8	2 章	3 節	1			市街化調整区域	既存建物の建築基準法上の用途は何でしょうか。	「航空管制施設」です。
105	9	2 章	3 節	2	(6)		テレビ電波	VHF, UHF, CS, BS, 地上デジタル波の電波の強弱は、問題無いものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	10	2 章	3 節	3			施設内容	LPG ガス庫等付属建屋についての記述が添付資料 2-9 を含め無いように思われますが、本計画においてはすべて新本館内にて収容する計画となるのでしょうか。	新本館でのガスの使用は事業者の提案によります。既存プロパン庫撤去に伴い、第一別館への LPG ガスの供給は単独の系統とし事業者において実施してください。（機械棟・第二別館への供給は不要です。） また、車庫は新本館に収容します。
107	10	2 章	3 節	3	(1)		施設規模	表中にある「諸室名」と、添付資料 2-9（諸室の要求性能表）では、諸室の種類に差異が見受けられます。具体的には図書室についてはどちらが正ですか。	「資料室」を正とし、修正します。
108	10	2 章	3 節	3	(1)		施設規模	3. 業務室部門（管制）の第 3 訓練室 6. 附属部門の物品管理官倉庫、図書室につきまして、添付資料 2-9 諸室の要求性能表に室名が見当たりませんが、不要と考えて宜しいでしょうか。	No107 の回答を参照ください。
109	10	2 章	3 節	3	(1)	6	附属部門	図書室とありますが、添付資料 2-9 の表中「資料室」を指しているのでしょうか。	No107 の回答を参照ください。
110	10	2 章	3 節	3	(3)		面積変更等	「合理的な理由に基づく提案」は、第 2 次審査書類の提出時に提案可能と考えてよろしいでしょうか。あるいは、事業者特定後の設計協議の中で行われる提案と考えるべきでしょうか。	事業者特定後の設計協議の中でのみの対応とします。
111	10	2 章	3 節	3	(3)		面積変更等	第 2 次審査書類の提出時に合理的な提案が可能な場合、面積以外の要求水準を満たしていても、面積の 95～105%を満たしていない場合は、要求未達と判断されるのでしょうか。	No110 の回答を参照ください。
112	10	2 章	3 節	3	(3)		面積変更等	本項において「国と協議が整った場合は、面積変更ができる」とありますが、その結果発生するサービス対価の増減についても、協議の上承認いただけたとの解釈でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
113	10	2 章	3 節	3	(1)		施設規模	落札後、平面協議で入札時より面積が増加した場合、施設整備のサービス対価は増額されるものと理解してよろしいでしょうか。	No112 の回答を参照ください。
114	10	2 章	3 節	3	(4)		施設面積の算定基準	「施設面積は国有財産法上の面積とする。」とありますが、施設面積は、2 章 3 節 3（1）「施設規模」に示されている「提案面積 7,100 ㎡の 95%以上 105%以下」と同じ意味と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
115	11	2 章	3 節	4	(1)	①	共通事項	新本館の施工時および旧本館の撤去工事に係る工事用車輛の出入口は、北側正門を使用できると考えてよろしいでしょうか。	正門とは別に設けられている出入り口があり、施設整備時は、この出入り口の利用が可能です。なお、解体撤去工事時は、既に拡張形状での警備センサーが稼働しているため、北側正門を使用することも致し方ないと考えますが、セキュリティ上の対策が万全であることを前提とし、事業者の提案によります。
116	11	2 章	3 節	4	(1)	①	施工計画条件：共通事項	作業員駐車場は、工事予定敷地内で確保できるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の仮設計画に基づき、工事予定敷地内に設けることは可能です。
117	11	2 章	3 節	4	(1)	②	共通事項	交通量、工事車両出入口の位置・箇所等について協議・調整を行う関係機関をお示しください。	道路管理者、警察及び大阪航空局那覇空港事務所等を想定しています。
118	11	2 章	3 節	4	(2)	②	施設引渡し後・解体撤去業務期間中	協議・調整を行う関係機関をお示しください。	No117 の回答を参照ください。
119	11	2 章	3 節	5			設備切り回し計画条件	既存施設（機械棟、第1別館、第2別館、守衛室）の設備仕様をご提示ください。また、切替時の停止可能時間など機能維持についての仕様をご提示ください。	前段は、No49 の回答を参照ください。機能維持については、法令に従うものとし、詳細は協議とします。
120	11	2 章	3 節	5			設備切廻し計画条件	配線の切廻しについては、方策として架空、埋設等がありますが、指定方法等がありますでしょうか。	配線の切廻しについては、埋設方法とします。
121	11	2 章	3 節	5			設備切廻し計画条件	電気配線切廻しの際、電源のバックアップが必要になると思われませんが、バックアップ電源として、CVCF 及び非常用発電機の使用は可能でしょうか。	バックアップ電源は、事業者独自に確保してください。
122	11	2 章	3 節	5			設備切廻し計画条件	「業務に支障がないよう必要な処置を取る」とありますが、機械棟・第1別館・第2別館・守衛室について設備切廻しに必要な情報をご教示ください。特に、近年の使用状況、熱負荷量及び各種デマンド、業務使用時間についてお教えください。	前段は、No49 の回答を参照ください。後段については、参考になりませんので公表の予定はありません。
123	12	2 章	4 節				機能性 4-1 利便性 4-1-2 操作	「操作」については分類が無いため、「Ⅱ」は「適用」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおり、修正します。
124	12	2 章	4 節				対浸水	構造体の対浸水に関する性能の分類は「官庁施設の基本的性能基準（平成 18 年版）」によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	12	2 章	4 節				振動	振動に関する各室の制限で特に必要なものがあればご指示ください。	RDP マシン室の制限以外は一般事務室程度とご理解ください。
126	13	2 章	4 節	2	(3)		省エネルギー・省資源	電気使用量の目標値は事業契約書別紙●●「業績等の監視及び改善要求措置要領」に記載されるのですか。同要領はいつご提示いただけますか。	入札公告時に示します。
127	13	2 章	4 節	2	(3)		省エネルギー・省資源	一般用電源における電気使用量の中には自動販売機を稼働させるのに要する電気使用量は含まれるのでしょうか。ご教示願います。	自動販売機の設置・運営は、本事業に含まないものとします。よって、自動販売機の電気使用量は含みません。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答	
	頁	項								
128	13	2 章	4 節	2	(3)		省エネルギー・省資源	事業者が入札時に提案した一般用電源における電気使用量の目標値は維持管理期間中にその実現性を評価し、電気使用量が目標値を一定程度上回る場合、改善要求措置及び PFI 事業費の減額を行う予定であるとの記述がありますが、一般電源における電気使用量の需要変動リスクは民間事業者が取るとの理解でよろしいでしょうか。今場合、減額措置のみならず、インセンティブ的なものはあるのでしょうか。	入札公告時に示します。	
129	13	2 章	4 節	2	(3)		電気使用量	「目標値を一定程度上回る場合」とありますが一定とは具体的に数字でご教示ください。	入札公告時に示します。	
130	13	2 章	4 節	2	(3)		省エネルギー・省資源	「一定程度」とはどこまでの精度が求められるのでしょうか。	入札公告時に示します。	
131	13	2 章	4 節	2	(3)		省エネルギー・省資源	「電気使用量が目標値を一定程度上回る場合は」と記述されておりますが、具体的数値については事業契約書別紙に記述されると、理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
132	13	2 章	4 節	2	(3)		省エネルギー・省資源	「一定程度上回る」とありますが、具体的にどの程度なのか基準をお示しいただけませんか。また、使用量は施設の使用状況や天候によって左右されと考えます。そのような状況も加味されるのでしょうか。	入札公告時に示します。	
133	13	2 章	4 節	2	(3)		電気使用量	入札時に提案する一般用電源における電気使用量の目標値は、「提案の採点対象」、「入札価格の対象内」もしくは「参考値」など、どのように解釈すれば宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。	
134	14	2 章	4 節	2	(3)	③	b)	ライフサイクル二酸化炭素排出量の削減	「提案時に削減目標（15%以上）の設定を行う」とありますが、実際の維持管理期間において実現性の評価を行うのでしょうか。	事業者の自主評価を行ってください。提案内容と実際の差異を評価します。
135	14	2 章	4 節	2	(3)	③	b)	ライフサイクル二酸化炭素排出量の削減	ライフサイクル CO2 削減量の算出期間は何年ですか。基準および算出方法についてご指定はありますか。	算出期間は、No277 の期間と同一の期間としてください。基準及び算出方法は、グリーン庁舎計画指針同解説によります。
136	14	2 章	4 節	2	(3)	③	b)	LCC02	「削減目標は 15%」とありますが、算出方法をご教示ください。	No135 の回答を参照ください。
137	14	2 章	4 節	3	(1)			防災性	「浸水、津波等に配慮した計画」とありますが、過去の浸水や津波の経歴、配慮すべき津波の規模をご教示ください。	本敷地に限った経歴はありませんが、追加資料（「防災資料（主な災害一覧）」風水害年表より抜粋資料）により事業者がご判断ください。
138	14	2 章	4 節	3	(1)			防災性	津波等に配慮した計画とありますが、どの程度まで考慮すればよろしいでしょうか。	No137 の回答を参照ください。
139	14	2 章	4 節	3	(3)	①		不法侵入に対する建物の対応	「玄関以外の開口部からの建物侵入を阻止するため、建物の開口部は防犯性に考慮する。」とありますが、その防犯性のグレードは、17 頁 5 節 2③c) の「窓」に示されている「合わせガラスなどの使用により、防犯性を考慮したものとする。」と同等以上のものであれば良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	14	2 章	4 節	3	(3)	①		不法侵入に対する建物の対応	敷地内に夜間用の照明（外灯）は必要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
141	14	2 章	4 節	3	(3)	①		不法侵入に対する建物の対応	敷地内の夜間用照明が必要な場合、PFI 事業者が整備する範囲は、添付資料 2-10 に示された、外構整備範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	14	2 章	4 節	3	(3)	②		入室管理の徹底	「資料 2-13（諸室の要求性能表）」とありますが、「資料 2-9」の間違ひではないでしょうか。同様に「p. 15-4 (3) 室内環境性」並びに「(4) 情報化対応性」についても同様にお聞き致します。	ご指摘のとおり、資料番号は「資料 2-9」が正しく、修正します。
143	14	2 章	4 節	3	(3)	②		入室管理の徹底	各室のレベルは「資料 2-13」とありますが、「資料 2-9」との理解でよろしいでしょうか。また要求性能表の入室制御欄に○印がある各室が SEC レベル 3 に該当するとの考えで宜しいでしょうか。	No142 の回答を参照ください。 後段については、ご理解のとおりです。
144	14	2 章	4 節	3	(3)	②		入室管理の徹底	資料 2-13 は「フェンス整備範囲及び既存フェンス参考図」になっているので、資料 2-9 の誤りではないでしょうか？	No142 の回答を参照ください。
145	14	2 章	4 節	3	(3)	②		各室のレベルは資料～	各室のレベルは資料 2-13（諸室の要求性能表）示す。は添付資料 2-9（諸室の要求性能表）が正しいのでは？	No142 の回答を参照ください。
146	15	2 章	4 節	4	(1)			利便性－移動	敷地内の移動において、新本館と既存第一別館、第二別館の人の移動については、屋内（渡り廊下等）で連絡する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	No64 の回答を参照ください。
147	15	2 章	4 節	4	(1)			設備等の搬入経路・スペースについて	設備等の搬入経路・スペースについて、広さ・何箇所必要かご教示下さい。又、その位置、面積等は、事業者にて提案可能かご教示下さい。	提案によります。
148	15	2 章	4 節	4	(2)			ユニバーサルデザイン	ハートビル法の基礎的基準、那覇市福祉のまちづくり条例の基準に従うと、既存の北側正門から新本館に至る敷地内通路に、視覚障害者用の点字誘導ブロックの敷設が求められますが、今回の整備計画においても、敷地内の誘導ブロックは必要と考え、適宜敷地内に敷設すると考えてよろしいですか。	要求水準書や関係条例に従い設置する施設は本事業に含まれます。
149	15	2 章	4 節	4	(2)			ユニバーサルデザイン	外構についての工事範囲が敷地正門まで含まれていませんが、正門から新本館までの敷地内通路に点字誘導ブロックが必要な場合、整備範囲外部分の点字誘導ブロックの敷設は別途工事と考えてよろしいですか。	No148 の回答を参照ください。
150	15	2 章	4 節	4	(3)			室内環境性	資料 2-13 は「フェンス整備範囲及び既存フェンス参考図」になっているので、資料 2-9 の誤りではないでしょうか？	No142 の回答を参照ください。
151	15	2 章	4 節	4	(3)			室内環境性	各諸室の外部に面する窓のブラインドは、別途（備品工事）と考えてよろしいでしょうか。	本事業に含みます。
152	15	2 章	4 節	4	(4)			情報化対応性	資料 2-13 は「フェンス整備範囲及び既存フェンス参考図」になっているので、資料 2-9 の誤りではないでしょうか？	No142 の回答を参照ください。
153	12	2 章	4 節					耐久性	構造体の耐久性に関する性能は「官庁施設の基本的性能基準（平成 18 年版）」を適用すると考えてよろしいでしょうか。また、耐用年数は 65 年を想定して宜しいですか。	ご理解のとおりです。
154	16	2 章	5 節	2	(1)			新本館の建設可能範囲	新本館の建設可能範囲を添付資料 2-10 に示される範囲とされることについて、建物配置等検討する上での参考といたしたく、その理由をお示しいただけませんか。	将来の空港計画に支障をきたさぬよう配慮しています。また、参考として実施方針に関する質問回答 No1 を参照ください。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答	
	頁	項								
155	16	2 章	5 節	2	(1)			新本館の建設可能範囲	既存アプローチ道路から新本館までの道路並びに駐車場は添付資料 2-10「新本館の建設可能範囲」外の部分にかかっても支障ないと考えてよろしいでしょうか。	既設アプローチ道路から新本館までの道路は、4 節 4 (1) の条件を満たしたうえで、添付資料 2-13 に示す新設フェンス及び既存フェンス内に整備してください。 駐車場は、5 節 2 (2) ⑤a) の条件を満たしてください。
156	16	2 章	5 節	2	(1)			配置計画	新本館及び将来の機械棟は、建築可能範囲の境界線から 5m 以上の離隔を求められていますが、新本館及び機械棟から突出する庇についても、この離隔距離が適用されると考えてよろしいでしょうか。	防犯上、支障がなければ多少は構いません。
157	16	2 章	5 節	2	(1)			配置計画	新本館建築範囲以外について機械棟の建替えの他、緑化の他に、利用計画があるでしょうか。（駐車場の整備等）	現時点では未定です。
158	16	2 章	5 節	2	(1)			配置計画	旧本館の東にある既設駐車場（51 台）の配置を変えることは可能でしょうか。	業務に支障のない範囲で可能です。
159	16	2 章	5 節	2	(2)	①		外部出入口	正面玄関のほかに、機器搬入口等について人的チェックは必要でしょうか。	機器の搬入等で一時的に使用する開口部において、常時確認することは不要です。
160	16	2 章	5 節	2	(2)	②		空間構成	国が実施する設備工事等、屋上に関する要求水準がございましたらご教示ください。	入札公告時に示します。
161	16	2 章	5 節	2	(2)	③	b)	各室出入口	各室の機能・規模に応じ、収納家具、備品、間仕切りユニット、設備機器等が台車などで、搬出可能な有効寸法を確保とあります。4 頁 6 節 3. 維持管理に関する業務の※印、旧本館からの什器備品・管制用機器等も含まれると理解していますが、90 cm 以上の備品等があれば寸法を、ご教示下さい。	90 cm 以上の機器等の搬入が想定される諸室は、添付資料 2-9 の項目「扉寸法（搬入）」に別途記載しています。
162	16	2 章	5 節	4	(1)			将来の機械棟の建替えの考慮について	機械棟の建替えについて配置希望予定地がございましたらご教示下さい。	機械棟建替え時の工事の経済性、容易性等、新本館との位置関係が良好な場所を期待します。
163	17	2 章	5 節	2	(2)	③	b)	各室出入口	「主な外部出入口は風除室を設け、自動ドア（両引き）とする。」とありますが、主な外部出入口とは、玄関 1 箇所のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	17	2 章	5 節	2	(2)	③	b)	各室出入口	「人の出入り口とは別に添付資料 2-9 に示す開口を設ける」とありますが、資料 2-9 には外部に面する窓以外の記載がありません。点検口など窓以外の開口については応募者の提案によると考えて宜しいのでしょうか。	前段については、添付資料 2-9 の「扉寸法（搬入）」を示します。 後段は、ご理解のとおりです。
165	17	2 章	5 節	2	(2)	③	c)	窓	防犯性を考慮し外部にルーバー等を設置した場合でも、合わせガラスを使用する必要がありますでしょうか、ご教示願います。	良好な執務環境（採光等）と防犯性及びメンテナンス性があれば、合わせガラスを使用する必要はありません。
166	18	2 章	5 節	2	(2)	⑤	c)	雨水排水	雨水再利用設備を採用した場合、諸室の性能基準は受水槽室に準ずるものと考えてよろしいでしょうか。また、既存部分の雨水を本施設の水源として利用する事は可能でしょうか。	諸室の性能基準は事業者の提案によります。 後段は、不可とします。
167	18	2 章	5 節	2	(2)	⑥		サイン	四つ目の・（点）に「各棟」との記載がありますが、施設計画上、分棟とする必要がありますでしょうか。	分棟とする必要はありません。各棟の配置とは敷地内施設案内図を指します。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答	
	頁	項								
168	19	2 章	5 節	2	(2)	⑦		自販機の設置及び運営について	「自販機の設置は別途とする。」とありますが、自販機の選定・設置・運営に関しては PFI 事業の範囲に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、自動販売機の選定・設置・運営等は本事業に含まれません。
169	19	2 章	5 節	2	(2)	⑧		漏水対策	居室上部全てを漏水対策の対象とする必要があるとありますが、重要室以外は 2 重スラブ等とはドレンパンと漏水検知の対応も可能でしょうか。	漏水対策は居室上部全てに行なう必要はなく、直上に水利用室が設けられる場合にのみ実施してください。ご提案の方法も有効な方法の一つとご理解ください。
170	19	2 章	5 節	2	(2)	⑩		防音対策	室内の防音について、具体的な数値目標等あるでしょうか。	官庁施設の基本的性能基準によるものとします。
171	19	2 章	5 節	2	(2)	⑩		防音対策	防音対策について、現状の騒音レベルと達成すべき防音性能をご指示ください。	No170 の回答を参照ください。
172	19	2 章	5 節	2	(2)	⑩		防音対策	具体的な騒音レベルについてご教示願います。	No170 の回答を参照ください。
173	19	2 章	5 節	2	(2)	⑩		防音対策	当該敷地の騒音レベル調査のデータはございますでしょうか。	ありません。
174	19	2 章	5 節	2	(3)			各室機能	添付資料 2-9（諸室の要求性能表）に示された諸室のうち、運用しながら機器更新を行う必要がある室をご教示ください。	全ての機器は、運用しながら更新を行なうとお考えください。
175	19	2 章	5 節	2	(3)			各室機能	添付資料 2-9（諸室の要求性能表）に示されたメンタルヘルス室には、特殊な機器等の設置予定はございますでしょうか。	特にありません。
176	19	2 章	5 節	2	(3)			各室機能	添付資料 2-9（諸室の要求性能表）に示された大会議室には、事業者が整備する AV 機器等はございますでしょうか。	音響装置を設置してください。
177	19	2 章	5 節	2	(3)	①		エントランスホール	新聞や、郵便物、宅配は受付で受け取ると考え、出入口附近に郵便受け等は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	19	2 章	5 節	2	(3)	③		食事室	食事室に設けるキッチンについて、想定している使われ方をご教示下さい。	職員の食事スペースと台風等の待機時に簡単な調理が可能となるようなキッチン程度の調理設備の設置を予定しています。
179	19	2 章	5 節	2	(3)	③		食事室	設置するキッチンの大きさや流し台等の大きさ・仕様について設定はあるでしょうか。	No178 の回答を参照ください。
180	19	2 章	5 節	2	(3)	③		食事室	設置するキッチンでは、どの程度の食事をつくるのでしょうか。	No178 の回答を参照ください。
181	19	2 章	5 節	2	(3)	③		食事室	「キッチンに設ける。」とありますが、流し台設備程度でしょうか、あるいは厨房設備をお考えでしょうか。	No178 の回答を参照ください。
182	19	2 章	5 節	2	(3)	③		食事室	食事室に厨房が必要な場合、食事室は別事業者による運営と考えてよろしいでしょうか。	No178 の回答を参照ください。
183	19	2 章	5 節	2	(3)	③		食事室	厨房が必要な場合、1 日あたり必要な食数、献立、営業日をご教示ください。	No178 の回答を参照ください。
184	19	2 章	5 節	2	(3)	⑤		浴室	浴室は、男女とも脱衣室とユニットバス（1 つ）程度と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	19	2 章	5 節	2	(3)	⑤		浴室	添付資料 2-9 に示された浴室の天井高さは、H=3000 ですが、脱衣スペースの部分についてのみ適用されると考えてよろしいでしょうか。	「適宜」に訂正します。

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
186	19	2 章	5 節	2	(3)	⑤		浴室	浴室利用者はオフピークの人員程度と想定してよろしいでしょうか。また大浴場形態ではなくユニットバスのような個別に使用する形態と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	19	2 章	5 節	2	(3)	⑤		浴室について	男女各浴室は、何人の同時入浴が必要なのかご教示下さい。	複数人での利用はありません。
188	19	2 章	5 節	2	(3)	⑥		湯沸室	食事室に設ける階においても湯沸室を設ける必要はあるでしょうか。	別途設置ください。
189	19	2 章	5 節	2	(3)	⑦		喫煙室	喫煙室内には、喫煙用集塵・脱臭器は別途（備品工事）と考えてよろしいでしょうか。	本事業に含みます。
190	19	2 章	5 節	2	(3)	⑧		便所	職員の男女比率をご教示ください。	No16 の回答を参照ください。
191	19	2 章	5 節	2	(3)	⑧		便所	「壁と同等性能以上のブース」とありますが、「壁」の性能をご教示ください。	「壁と同等性能以上の」を削除するものとし、要求水準を修正します。
192	19	2 章	5 節	2	(3)	⑨		多機能便所	多機能便所は、男女兼用と考えてよろしいでしょうか。	多機能便所は、男女兼用とし、利便性を考慮した上で、一箇所以上配置してください。
193	20	2 章	5 節	2	(3)	⑨		多機能便所	各フロアに男女別に 1 箇所以上との理解でよろしいでしょうか。	No192 の回答を参照ください。
194	21	2 章	5 節	3	(1)			耐震に関する性能	大地震時の変形を 1/200 以内との記述がありますが、ここでの変形は層間変形との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	21	2 章	5 節	3	(1)			耐震に関する性能	地震の長周期に対する対策を考慮することとの記述がありますが、建物本体あるいは重要な機器・システムを支持する構造物としての機能への対策等考えられますが、具体的な要求水準等があればご教授ください。	那覇地域における地震動特性を考慮した設計としてください。
196	21	2 章	5 節	3	(1)			耐震に関する性能	建築構造設計基準では、構造種別により大地震時の層間変形角の制限は異なりますが、本計画では、構造種別によらず 1/200 以下が適用されるものと考えてよろしいでしょうか。	官庁施設の総合耐震計画基準・建築構造設計基準により、層間変形角は構造種別で変わります。
197	21	2 章	5 節	3	(1)			耐震に関する性能について	RDP マシン室について、免震床が必要とありますが、3 次元免震設備（水平方向及び垂直方向の揺れに対する免震を図るもの）を採用すると考えてよろしいでしょうか？	2 次元免震設備以上を想定しています。
198	21	2 章	5 節	3	(2)			耐風に関する性能	耐風に関する性能については、「建築物荷重指針・同解説」の「6 章風荷重」を適用しても宜しいでしょうか。	官庁施設の基本的性能基準によるものとします。
199	22	2 章	5 節	4	(1)	①	e)	通信・情報設備既存接続先との対応	「既存接続先が経年等により設備内容をその時点の最新のものに変更される場合には、それを含んで整備する」との記載がありますが、どの時点で整備されるかどうか未定の場合でも対応可能なものなのでしょうか？	実施設計時の調整とします。
200	22	2 章	5 節	4	(1)	①	e)	通信・情報設備	「通信、情報設備については、旧本館における機器の設置位置及び使い勝手と同等以上」とありますが、現状の設置位置及び使い勝手を教示頂くことは可能でしょうか。	現地見学時に確認ください。

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
201	22	2 章	5 節	4	(1)	①	e)	電気設備通信・情報設備	「旧本館における機器の設置位置及び使い勝手と同等以上になるよう」と記載がありますが、旧本館における具体的な設置位置、使い勝手に対しての特別な配慮事項がございましたらご提示願います。	No200 の回答を参照ください。
202	22	2 章	5 節	4	(1)	①	f)	電気設備既存システムとの接続	既存システムと接続する際、既存システム側の改造・改修も含んで本事業に含む様記載がありますが、接続すべき既存システムの概要をご提示願います。	添付資料 2-16 に示します。
203	22	2 章	5 節	4	(1)	①	f)	電気設備既存接続先との対応	「既存システム側の設備の改造、改修が必要となる場合には、それを含んで整備する。」との記載がありますが、どの改造/改修が必要となるのか想定できますでしょうか？ 想定できない場合対応可能なものなのでしょうか？	No202 の回答を参照ください。
204	22	2 章	5 節	4	(1)	①	f)	既存システムとの接続	「既存システム側の設備の改造・改修」とありますが、添付 2-14 によると、国にて整備される保安設備との接続のみとなっております。その他（CVCF、非常用発電機等）接続が必要になる箇所がありますでしょうか、ご教示願います。	添付資料 2-14 は、電源設備の系統図を示したものであり、事業者が整備する電源設備においてその他との接続は必要ありません。
205	22	2 章	5 節	4	(1)	①	g)	電気設備関連諸室	「電気関連設備諸室及び幹線経路は、機材増設に配慮し、機器レイアウト及びスペース確保を行う」と記述されていますが、機材増設とは、具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか、ご教示願います。	負荷設備増にともなう配電盤及びケーブルラックについて想定しています。
206	22	2 章	5 節	4	(1)	①	h)	共通事項	h) 欄に、機器及びシステムの技術変化動向を確認し、導入仕様の決定前に国と十分協議するとの記述がありますが、国の意向により導入機器の仕様変更になった場合、追加金額については、契約金額の変更を行うとの理解でよろしいでしょうか。また、変更した機器によっては変更前の設備保守費用が増額となる場合、維持管理相当金額についても契約金額の変更がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、提案時点において「高水準・省エネルギー（トップランナー）の仕様」である必要があることにご留意ください。
207	22	2 章	5 節	4	(1)	①	i)	電気設備設備トレンチ	設備トレンチの記載がありますが、詳細図は k) に記載のとおり入札参加審査の通過後に提示頂けると考えて宜しいでしょうか。	航空保安用電源設備に関する各諸室間のケーブル経路図は、入札公告時に示します。
208	22	2 章	5 節	4	(1)	①	k)	既存設備の詳細	「既存設備の詳細は、入札参加資格審査の通過者に示す。」とありますが、通過決定後二次審査までの期間を考慮すると、より早い段階でご提示頂きたいのですが、可能でしょうか。	機密上、取扱いに注意が必要なものは、入札参加資格審査の通過者に示しますが、設計上重要な判断材料となる事項は可能な範囲で入札公告時に示します。
209	22	2 章	5 節	4	(1)	①	k)	既存設備の詳細	上記について、より早い段階でのご提示が可能であれば、どれくらいの期日を要しますでしょうか。	No208 の回答を参照ください。
210	22	2 章	5 節	4	(1)	①	l)	屋外設置機器の耐風圧強度	「屋外設置機器の耐風圧強度は 90m/s とする。」と記載されていますが、道路用外灯標準製品の耐風圧強度は、60m/s となっております。耐風圧強度 90m/s のものを特注するものと理解して宜しいでしょうか。	外灯については、標準製品の耐風圧強度 60m/s です。
211	22	2 章	5 節	4	(1)	②	a)	機器室、無停電電源系統の電源	「ただし、敷設に要する管路、ケーブルラックは専用とし屋内外共に本事業にて整備する」と記載されていますが、設置機器との取合い点等を事前に確認することは可能でしょうか。	既存施設との設備配管の整備については、添付資料 2-16 及び現地見学会にてご確認ください。 新本館内については、添付資料 2-11③を参照ください。

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
212	22	2 章	5 節	4	(1)	②	a)	電気設備幹線動力設備	航空保安用電源の分電盤・幹線は直轄工事（本事業対象外）であり、その布設のためのケーブルラックは専用とし本事業にて整備するよう記載がありますが、想定するにあたり上記分電盤の設置室をご提示いただければと思います。	航空保安用電源の分電盤の設置は、添付資料 2-11③に示す諸室を予定していますが、詳細は実施設計時での調整となります。
213	23	2 章	5 節	4	(1)	②	C)	一般用途電源用変電設備について	今回 PFI で設置する一般系統の受変電設備について、機器電源を除く一般電灯コンセント電源用電灯変圧器及び空調、給排水、電算機電源を除く、エレベーター、シャッター等の建築動力関連の動力変圧器を設けるものと考えて宜しいですか。	空調及び給排水の動力変圧器は本事業に含みません。なお、熱源設備及び空調設備の動力電源は、直轄で整備する電気室から 400V での送電を想定していますが、電圧は事業者の提案によります。動力設備システムフローについては、添付資料 2-19 を参照ください。
214	23	2 章	5 節	4	(1)	②	c)	分電盤	「分電盤は室内に入らず廊下又は機械室側から点検可能とする」との記述は、分電盤の設置場所を廊下又は機械室にすることで理解して宜しいでしょうか。	事業者が整備する一般用の分電盤は、ご理解のとおりです。直轄で整備する航空保安用電源の分電盤は、各機器室内の配置を予定しています。
215	23	2 章	5 節	4	(1)	③	f)	事務機器、端末機用コンセント	「端末機用コンセントは、レイアウト変更に対しフレキシブル対応出来る形状のもの」とは、フロアベース等を用いたフロアコンセント等と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、フロアコンセント、ハーネスジョイント等と考えております。
216	23	2 章	5 節	4	(1)	④	d)	受変電設備	「責任分界点は、上記高圧遮断器の二次側端子とする。」と記述されていますが、これは添付資料 2-14 に示す一般 VCB・Tr 盤二次側端子と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、Tr 盤 MCCB 二次側端子と考えております。
217	23	2 章	5 節	4	(1)	④	d)	保安用電源と事業者との責任分界点	「上位の受変電設備における故障、事故については管掌しない」とありますが、具体的なケースを教示願えますでしょうか。	2 系統の受変電が両方とも遮断された場合などを想定しています。
218	24	2 章	5 節	4	(1)	④	f)	高調波対策、力率改善	「高調波対策、力率改善については、上位受変電設備で整備されているもの」とありますが、事業者としては、一般用受変電設備のみ対策をとれば、必要十分であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	24	2 章	5 節	4	(1)	④	g)	将来の受変電設備室、発電機室	将来の受変電設備室、発電機室とは、将来新たに別棟で設置予定の新機械室棟との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	24	2 章	5 節	4	(1)	⑥	b) (イ) (i)	構内交換設備	「食堂等」とありますが、添付資料 2-9（諸室の要求性能表）には食堂についての記載がありません。食堂とは p.192（3）③に記載がある「食事室」を指すのでしょうか。もしくは維持管理の対象となる既存建物内に食堂等のテナントが有り、その部分を指すのでしょうか。既存建物内にある食堂等のテナント入居状況も含めてご教示願います。	ご指摘のとおり「食堂」は誤植で、正しくは「食事室」となります。なお、食事室は、テナント等による食事の提供（食堂としての機能）を行う予定はなく、職員の食事スペースと台風等の待機時に簡単な調理が可能となるようなキッチン程度の調理設備の設置を予定しています。
221	24	2 章	5 節	4	(1)	⑥	b) (イ) (i)	構内交換設備	「食堂等」とありますが、p.192（3）③の「食事室にはキッチンを設ける」の意味は業務用厨房レベルを想定されているのでしょうか。それとも職員等の利用者自身の軽調理等の簡便な使用を考えているのでしょうか。ご教示願います。	No220 の回答を参照ください。
222	24	2 章	5 節	4	(1)	⑥	b)	食堂	「食堂等のテナント」とありますが、食事室の運営はテナントを想定されているのでしょうか。	No220 の回答を参照ください。

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
223	24	2 章	5 節	4	(1)	⑥	b)	構内交換設備	(i) において「食堂等のテナントの部分」とありますが、ここでいう食堂とは P19 にある③食事室とは別の施設でしょうか。また、テナントについては独立採算事業を想定しているのでしょうか。	No220 の回答を参照ください。現時点では、食事室を含め、本施設内でのテナントの入居は予定していません。
224	24	2 章	5 節	4	(1)	⑥	b)	構内交換設備	「(i) 事業者使用部分や食堂等のテナント部分」とありますが、PFI 事業者以外に想定されるテナント数とテナントが入居する室名をご教示ください。	No223 の回答を参照ください。
225	24	2 章	5 節	4	(1)	⑥	b) (i) (i)	構内交換設備	想定されている食堂等のテナントについてご教示願います。食堂等のテナントが入居する場合、運営業務は事業者の業務対象外と考えて宜しいでしょうか。	No223 の回答を参照ください。
226	24	2 章	5 節	4	(1)	⑥	b)	構内交換設備	食堂等のテナントとありますが、どのようなテナントの入居を予定していますか。また、テナント入居に関して、維持管理業務は発生するでしょうか。発生する場合は業務内容をお示し下さい。	No223 の回答を参照ください。
227	24	2 章	5 節	4	(1)	⑥	b)	電話使用料金の課金機能	「電話使用料金の課金機能」とありますが、テナント、タバコ自動販売機の電気料金も課金機能が必要でしょうか。	必要ありません。
228	24	2 章	5 節	4	(1)	⑥	b)	電気設備構内交換設備	構内交換機は IP 電話網に接続と記載がありますが、これは通信事業者のインフラ網を IP 接続する事を可能とするとの解釈で、建物内部の電話端末は IP 電話ではなく一般的な電話機で計画してよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。端末の電話装置は提案によります。
229	24	2 章	5 節	4	(1)	⑥	b) (i) (iv)	構内交換設備	IP 電話網側のインフラ整備並びにシステム構築は事業者業務の範囲外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
230	24	2 章	5 節	4	(1)	⑥	d)	構内交換設備について	電話交換設備について既存のメーカー名の提示ならびに旧本館、第一別館、第二別館、機械棟設置の電話機台数等のご提示頂けますか？また、既存の外線引込仕様、回線数等についてもご提示頂けますか？（新本館交換設備の能力検討の為）	既存設備の概要は以下のとおりです。 ・電話交換機：沖電気製（型番 IOX1050）1 台 ・端末設置台数：旧本館（119 台）第二別館（13 台）機械棟（3 台） ・外線引き込み仕様：ISDN（3 回線）アナログ（15 回線）光（1 回線）
231	24	2 章	5 節	4	(1)	⑦	a)	電気設備構内情報通信設備	LAN 設備に関して、パソコン、サーバー、プリンター等の機器類ならびにそれに付随する配線については本事業対象外であり、本事業としては添付資料 2-9 にある通信の項目に○のある諸室に配管を準備する事でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	24	2 章	5 節	4	(1)	⑦	a)	LAN ネットワーク	配管工事が事業者工事となっておりますが、LAN ネットワークのシステム図及び系統図など、資料の公表のご予定はございますでしょうか。	No231 の回答を参照ください。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
233	25	2 章	5 節	4	(1)	⑧ ～ ⑬	弱電設備（拡音設備・電気時計設備・インターホン設備・テレビ共同受信設備・防犯入室管理設備・防災設備）の運用方法について	新本館の左記設備の運転監視・制御において用いる各種信号を、既存設備側の運転監視・制御装置に対して出力する必要がありますでしょうか？	必要ありません。既存設備との接続条件については、添付資料 2-16 を参照ください。
234	25	2 章	5 節	4	(1)	⑨	電気時計設備について	新本館電気時計設備については、既存第一、第二別館への回線延長の必要はありますか？	添付資料 2-16 に示します。
235	26	2 章	5 節	4	(1)	⑫	防犯・入退室管理設備	見学者動線に対する配慮は不要と考えてよろしいでしょうか。	特に必要ありません。
236	26	2 章	5 節	4	(1)	⑫	防犯・入室管理設備	防犯・入室管理設備の要求水準について、「構内入場者の管理（警備員による識別）」、「館内入場者の管理（受付による）」、「入室可能な職員を限定する」等の要求水準は、維持管理（警備・受付）の要素が多く、設備・機器における要求水準の充足、不足の判断が難しいと思われませんが、いかがでしょうか。	本文の修正を行います。詳細は、入札公告時に示します。
237	26	2 章	5 節	4	(1)	⑫	c) SEC2 レベル	「（受付による識別）」とあります。受付は当初期間は日中とあります（63 頁）。夜間の管理はどのように考えればよろしいでしょうか。「SEC3 レベル」と同様にシステム導入を前提としてよろしいでしょうか。ご教示ください。	H20. 11. 1（予）～H21. 3. 31 までは、直轄工事期間中であるため、日中の工事業者の入館受付のみが対象となります。
238	26	2 章	5 節	4	(1)	⑫	d) 入室管理設備	入室可能な職員を限定する方法（非接触カードリーダー、生体認証など）についてご指定はありますか。	非接触カードと個別暗証番号の入力の併用による入室制限を想定しています。 詳細は、要求水準書に追記します。
239	26	2 章	5 節	4	(1)	⑫	d) SEC3 レベル	「入室可能な職員を限定する」とあります。限定の方式としては、職員カードによる認証が一般的ですが、職員カードの形式（磁気カード、非接触カード）は提案者の判断としてよろしいでしょうか。もし既に仕様が決定している場合、ご教示ください。	No238 の回答を参照ください。
240	26	2 章	5 節	4	(1)	⑫	e) 監視及び録画を行う	カメラで取得する映像情報の「精細度」については、提案者に創意工夫が求められ、国の審査評価の対象となる、との理解で宜しいでしょうか。「精細度」とは、車両のナンバープレートが読める、とか、人相がおおよそ判読できる、の意です。	不審者の人相及び車両ナンバーが認識可能な精度とします。
241	26	2 章	5 節	4	(1)	⑬	d) 防災設備について	防災設備について、新本館受信設備にて既存施設の信号の表示とありますが、既存棟の必要警戒窓数等をご提示下さい。	現在の警戒窓数は約 60 程度（内旧本館 20 程度）となりますが、詳細は入札資格審査の通過者に示します。
242	27	2 章	5 節	4	(2)	①	c) 空調負荷、機器の選定	新本館に設置する空調熱源設備は新本館専用ですか。	ご理解のとおりです。
243	27	2 章	5 節	4	(2)	①	c) 空調負荷、機器の選定能力の計算方法	基準書によって計算方法が異なっていることが生じた場合の、計算方法採用基準等があれば、ご教示願います。	基準の優先順位は記載順です。

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
244	27	2 章	5 節	4	(2)	①	d)	システムフロー （添付資料 2-17 熱源システムフ ロー）	空調方式はすべて中央熱源方式にする必要がありますか。パ ッケージエアコンによる個別空調方式の採用（または併用） は不可ですか。	空調方式全体を個別空調方式とするのは不可です。ただし、仮 眠室など狭小な部屋に対しルームエアコンを設置する場合は 可能です（併用も可能です）。
245	27	2 章	5 節	4	(2)	①	d)	システムフロー （添付資料 2-17 熱源システムフ ロー）	空調熱源容量にバックアップ容量を見込み必要がありますか。 （Ⅰ系のみで新本館空調負荷をすべてまかなえる容量とす るなど）	熱源容量には、100%のバックアップ容量を見込んで計画して ください。具体的には、Ⅰ系、Ⅱ系それぞれ 100%の容量で計画 してください。
246	27	2 章	5 節	4	(2)	①	d)	システムフロー （添付資料 2-18 空調システムフ ロー）	空調機はゾーンごとに設置する方式としてよろしいでしょ うか。	添付資料 2-18「空調システムフロー図」の対象室毎に空調機 を設けてください。ただし、一般室についてはゾーン別で設置 しても構いません。
247	27	2 章	5 節	4	(2)	①	d)	システムフロー （添付資料 2-18 空調システムフ ロー）	各室の温度制御は VAV により行うと考えてよろしいでしょ うか。	システムフロー図における区分「D」についてはご理解のとおり です。
248	27	2 章	5 節	4	(2)	①	d)	システムフロー （添付資料 2-18 空調システムフ ロー）	VAV とファンコイルユニットの併用は可能ですか。	VAV とファンコイルの併用は不可です。なお、空調機械室以外 の各諸室にファンコイルユニットを設置することも不可で す。
249	27	2 章	5 節	4	(2)	①	h)	共通事項	h) 項目に LCC、LCC02 の評価期間は 50 年とするとの記述が ありますが、50 年間の低減数値を事業者がコミットメントする のでしょうか。それとも計画値としての提示との理解でよろ しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
250	27	2 章	5 節	4	(2)	①	i)	共通事項	ここで指す入札参加者とは入札参加資格審査の通過者を意味 すると考えて宜しいでしょうか。また、その際の資料の提示方 法についてご教示願います。	ご理解のとおりです。 提示方法は資料を直接配付します。
251	27	2 章	5 節	4	(2)	①	k)	重要室	重要室に該当する部屋名をお示しいただけませんか。	添付資料 2-9 において、空調区分が（イ）（ウ）（エ）の部屋で す。
252	27	2 章	5 節	4	(2)	②		空気調和設備	冬期の加湿機能は必要ですか。	熱負荷計算の結果によります。
253	27	2 章	5 節	4	(2)	②		空気調和設備	空気清浄方式についてご指定はありますか。	点検保守の容易性、消耗品交換に係る経済性などを考慮した 提案によります。
254	27	2 章	5 節	4	(2)	②	c)	熱源設備につい て	新本館の熱源システムは、新本館のみをカバーすることから、既 存の機械棟から独立し、新本館内に設置すると考えてよろし いでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、熱源容量には将来の機械棟の建 替えを考慮した必要空調容量について、新本館の空調容量の 5%程度を見込んで計画してください。
255	27	2 章	5 節	4	(2)	②	d)	熱源機械室	熱源機械室とは、10 頁 2 章 3 節 3（1）施設規模の表に示され た「冷凍機室」のことと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
256	27	2 章	5 節	4	(2)	⑥		自動制御設備	航空保安施設の空調機について、航空局の機械設備監視シス テムとの接続は必要ですか。	接続は不要です。ただし、空調システムの運転・故障一括信号 （接点渡し）を準備願います。

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
257	28	2 章	5 節	4	(2)	②	e)	空気調和設備	e) 項目に熱源及び空調システムは年間の負荷特性等の使用形態の変化に対応できるものとするとの記載がありますが、現状の負荷特性、デマンド等の資料を公表していただくことは可能でしょうか。	No122 の回答を参照ください。
258	28	2 章	5 節	4	(2)	②	s)	(ア) コスト	(ア) 熱源システムのコストの維持管理費は、LCC02 と同様に 50 年と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
259	29	2 章	5 節	2	(2)	⑥	g)	機械設備自動制御設備	一般室における操作は ON/OFF のみと考えてよろしいですか。温度設定等は全て中央監視のみに行うものとしてよろしいでしょうか。また、スケジュール運転はどの程度の設定を必要としますか。	ON/OFF の考え方はご理解のとおりです。 なお、各室の湿度・温度設定操作については、同項⑥h) の規定によります。また、スケジュール運転については、「添付資料 2-9」に示しています空調区分 (ア) と (オ) の廊下系統が対象と理解してください。
260	29	2 章	5 節	4	(2)	③	c)	維持管理費の LCC、LCC02 比較	建設費と運転維持管理費による LCC、LCC02 比較は 50 年と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
261	29	2 章	5 節	4	(2)	⑤	a)	防災用電源について	消火設備、機械排煙等の電源が必要な場合は、機械設備用動力設備として機械設備にて整備するものと考えて宜しいでしょうか？	消火設備、機械排煙等の防災用電源については、ご理解のとおりです。
262	29	2 章	5 節	4	(2)	⑥		自動制御設備(添付資料 2-9 諸室の要求性能表)	諸室の要求性能表に示された温湿度空調条件について精度はどの程度要求されますか。	熱負荷計算の条件として示しています。なお、精度については DDC 制御方式で設定できる精度を要求します。
263	29	2 章	5 節	4	(2)	⑥	a)	新本館専用の中央監視装置	「現有施設の運転・故障信号を取り込めるように用意する」とありますが、現有施設とその仕様を具体的にお知らせ頂けませんでしょうか。	既存機械棟、第 2 別館の空調機器等の運転・故障信号の受けを 20 点準備願います。
264	29	2 章	5 節	4	(2)	⑥	a)	新本館側の中央監視設備における既存本館側の信号の取込みについて	新本館側の中央監視設備において取り込む既存施設側の運転・故障信号等取込みは、別館と機械等のみを対象とすると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。No263 の回答を参照ください。
265	29	2 章	5 節	4	(2)	⑥	b)	自動制御設備	現有施設の運転・故障信号の取り込みは、どの設備範囲まで行えば宜しいでしょうか、ご教示願います。	No263 の回答を参照ください。
266	29	2 章	5 節	4	(2)	⑥	c)	自動制御設備	「各種エネルギー消費量」とありますが、具体的な内容をお示しください。また、点数やデータ形式についてもご教示ください。	提案による設備機器が使用エネルギーの種類であり、点数なども設備によって変わると考えます。
267	29	2 章	5 節	4	(2)	⑥	d)	自動制御設備	「エネルギーデータの収集」とありますが、データ収集の範囲をお示しください。航空保安系や他の建物についてのデータの収集もありますでしょうか。	提案する省エネルギー手法に必要なデータを収集するものとし、新本館内の設備機器は全て対象と考えます。
268	29	2 章	5 節	4	(2)	⑥	h)	湿度・温度設定	湿度設定は空調機系統ごととしてよろしいでしょうか。	同項⑥h) に規定するとおり各室にて計画してください。
269	30	2 章	5 節	4	(2)	⑦		中央監視制御設備	中央監視装置は、機械設備、電気設備共用としてもよろしいでしょうか。(⑥に記載のある中央監視装置と⑦の中央監視制御装置は同一ものと考えてよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
270	30	2 章	5 節	4	(2)	⑦	c)	計量箇所	「計量箇所は、幹線系統毎とする」とありますが、その他特に計量する必要のある室・部位はございますでしょうか。（添付資料 2-11-①のゾーニング毎の計量など）	その他特にはありません。
271	30	2 章	5 節	4	(2)	⑨	a)	給水設備	新本館の受水槽室に設置する受水槽は、新本館専用と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。既存施設への給水は、機械棟に設置されている受水槽からとなります。
272	30	2 章	5 節	4	(2)	⑨	a)	給水設備	既存機械棟の受水槽への供給配管の整備とは、引き込み第 1 止水栓から既存受水槽までの給水配管を撤去、新設することと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
273	30	2 章	5 節	4	(2)	⑨	a)	給水設備	責任分岐点の位置をお示ください。	第 1 止水栓とします。詳細は資料 2-5 を参照ください。
274	30	2 章	5 節	4	(2)	⑨	c)	給水設備	給水系統を上水系統、雑用水系統の 2 系統とする必要がありますか。	雨水利用・排水再利用等による中水を利用する計画であれば、系統分けを行ってください。
275	30	2 章	5 節	4	(2)	⑨	c)	給水設備	雨水利用、排水再利用は LCC を検討して採否を決めると考えてよろしいでしょうか。	提案時に維持管理を含めた経済性の観点から評価を行った上で、提案ください。
276	30	2 章	5 節	4	(2)	⑨	d)	機械設備給水設備	清水器はカートリッジ型の浄水器（製水器ではなく）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
277	30	2 章	5 節	4	(2)	⑨	e)	LCC 比較検討書	ケースごとに LCC 比較検討書とありますが、50 年と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
278	31	2 章	5 節	4	(2)	⑪	g)	LCC 比較検討書	ケースごとに LCC、LCC02 比較検討書とありますが、50 年と理解してよろしいでしょうか。	No277 の回答を参照ください。
279	31	2 章	5 節	4	(2)	⑫	b)	不活性ガス消火設備（添付資料 2-9 諸室の要求性能表）	諸室の要求性能で不活性ガス消火設備が適応されている室は、法的なガス消火設備の要否にかかわらず、不活性ガス消火設備を設置する必要がありますか。	ご理解のとおりです。
280	31	2 章	5 節	4	(2)	⑬		ガス設備	ガス設備については、全部あるいは一部を電化することは可能でしょうか。	可能です。
281	32	2 章	5 節	4	(2)	⑭	m)	機器一覧の重量の単位について	機器の幅・奥行・高さ・重量・備考を記載した表のうち、重量について単位の記載がありませんが、単位は kg と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
282	32	2 章	5 節	4	(3)	①	b)	新本館の防災用発電設備	防災用発電設備は、既存及び国直轄の発電設備を使用するとありますが、本事業に係る範囲をご教示願います。	本事業に係る範囲はありません。
283	32	2 章	5 節	4	(3)	②	b)	無停電電源設備	事業者での CVCF 設置は、不要かつ不可との理解で宜しいでしょうか。	CVCF の設置は不要です。CVCF を設置するスペースを確保してください。
284	32	2 章	5 節	4	(3)	②	c)	無停電電源設備	「CVCF 室は、110 m ² 程度を予定する。」とありますが、添付資料 2-9 の諸室の要求性能表には、CVCF 室は 245. 0 m ² となっています。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	添付資料 2-9 の数値が正です。本文を修正します。
285	32	2 章	5 節	4	(3)	②	c)	電源設備：無停電電源設備	「CVCF 室は、110 m ² 程度を予定する。」とありますが、添付資料 2-9 の記載面積で 245 m ² となっておりますが、110 m ² 程度 2 室を求められているという理解でよろしいでしょうか。	No284 の回答を参照ください。

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
286	32	2 章	5 節	4	(3)	②	d)	無停電電源設備	「蓄電池室は、複層設置を予定し、面積は 55 m ² 程度とする。」とありますが、添付資料 2-9 の諸室の要求性能表には、蓄電池室は 104.0 m ² となっています。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	添付資料 2-9 の数値が正です。本文を修正します。
287	32	2 章	5 節	4	(3)	②	d)	電源設備：無停電電源設備	「蓄電池室は、複層設置を予定し、面積は 55 m ² 程度とする」とありますが、添付資料 2-9 の記載面積 104 m ² となっておりますが、複数のフロアでの設置という理解でよろしいでしょうか。	No286 の回答を参照ください。
288	35	2 章	6 節	2	(2)	③		基本設計書の提出 実施設計書の提出	ご確認いただく窓口はどこになるのでしょうか。（打合窓口、地域等）	国土交通省航空局を予定しています。
289	36	2 章	6 節	2	(2)	⑧		設計説明書の作成	設計説明書により確認する内容と、要求性能確認計画書により確認する内容の差異についてご教示下さい。	設計説明書は、基本設計・実施設計の着手時に要求水準等に定められた性能を満たすための設計条件及び方針を記載したものです。一方、要求性能確認計画書は、事業者が本施設の要求水準の確保を図るために、各業務が適切に実施されているかどうかを確認する方法と時期を記載したものです。
290	36	2 章	6 節	2	(2)	⑨		平面計画の協議	平面計画の協議の結果、内容等の変更により事業者の費用が増減した場合は、サービス対価もそれに応じて見直されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
291	36	2 章	6 節	2	(2)	⑩		直轄事業との調整	設計における直轄事業との調整の結果、PFI 事業の方のレイアウト変更、外構計画変更等となった場合の追加費用は国の負担という理解でよろしいでしょうか。	No290 の回答を参照ください。
292	37	2 章	6 節	2	(3)	③		建設業務：関係機関との調整	「航空法による規制や工事車両の動線等の工事に際して必要な調整を関係機関と調整」とありますが、具体的に現状近隣との協議事項による制約などがあればお示しください。	近隣との協議事項による制約は特にありません。
293	37	2 章	6 節	2	(3)	⑤		電波伝搬障害	電波伝搬障害については項目のみで具体的な記述がございません。何らかの説明をお願いいたします。	計画地は、電波伝搬障害防止区域に設定されているほか、無線通信用の規制がかかっています。詳細は、入札公告時に示します。
294	37	2 章	6 節	2	(3)	⑥		地中障害物の撤去、搬出及び処分	現状、地盤調査報告書以外に地中障害物に関する情報はありますでしょうか。	計画敷地の現況駐車場の付帯地中構造物に関する図面については、入札公告時に示しますが、それ以外の資料はありません。
295	37	2 章	6 節	2	(3)	⑥		地中障害物の撤去、搬出及び処分	事業者で行う地中障害物の有無に関する調査は、落札以降になるとありますが、その時点で発見された障害の撤去・搬出及び処分に関する費用は事業費に含まずに別途協議するものと考えてよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問回答の No170 を参照ください。詳細は、入札公告時に示します。
296	37	2 章	6 節	2	(3)	⑥		地中障害物の撤去、搬出及び処分	「地中障害物の撤去、搬出及び処分」に掛かる費用は国の負担という理解でよろしいでしょうか。それとも土地所有者の負担でしょうか。	No. 295 の回答を参照ください。
297	37	2 章	6 節	2	(3)	⑥		地中障害物の撤去、搬出及び処分	地中障害物とは解体用に配布される既存図に示されている旧本館既存杭以外に地中より発見された物との考えで宜しいでしょうか。	No. 295 の回答を参照ください。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答	
	頁	項								
298	37	2 章	6 節	2	(3)	⑥		地中障害物の撤去、搬出及び処分	地中障害物の撤去、搬出及び処分の実施については事業者が行い、費用については事業契約金額とは別に支払われるものとの考えで宜しいでしょうか。入札応札時点での既存図に示されている既存杭以外の地中障害物の有無並びに詳細情報は把握出来ないものと考えます。	No. 295 の回答を参照ください。
299	37	2 章	6 節	2	(3)	⑥		地中障害物の撤去、搬出及び処分	不発弾の存在の有無についての情報があればお示しください。また、発見された際のその撤去費用は、国の負担という理解でよろしいでしょうか。	不発弾に関する調査は実施しておりません。また、その撤去費用は、国が負担します。
300	37	2 章	6 節	2	(3)	⑥		地中障害撤去について	地中障害物が発見された場合の撤去費用等の負担は、どのように考えたら良いかご教示下さい。	No. 295 の回答を参照ください。
301	37	2 章	6 節	2	(3)	⑥		地中障害物の撤去・搬出及び処分	地中障害物が発見され、事業者が撤去・搬出及び処分を行う場合、その費用は国にてご負担いただけるのでしょうか。	No. 295 の回答を参照ください。
302	37	2 章	6 節	2	(3)	⑥		地中障害物の撤去、搬出及び処分	土壌汚染が発見され、事業者が処理を行う場合、その費用は国にてご負担いただけるのでしょうか。	No. 295 の回答を参照ください。
303	38	2 章	6 節	2	(3)	⑨	c)	完成図の作成	空港整備事業における空港施設 CALS 専用施設情報電子納品運用指針[建設施設・機械施設・電気通信設備偏]とはどのような法令に基づくもののでしょうか。	法令に基づくものではなく、航空局において、電子納品データの保管、活用に使用している空港施設 CALS システムに登録するに当たって必要となる電子情報の作成方法を規定したものです。
304	39	2 章	6 節	2	(4)	①		工事監理	工事監理者は常駐する必要があるのでしょうか。	常駐してください。
305	40	2 章	6 節	3	(2)			工事の周知について	近隣の取り決めに関して、既に近隣から何か要望事項があがっているものがございましたら、ご教示ください。	No292 の回答を参照ください。
306	40	2 章	6 節	3	(3)	②		発生材の再資源化	現時点で確認されていない特定建設資材廃棄物以外の発生材の撤去・搬出及び処分に要する費用は国にてご負担いただけるのでしょうか。	入札参加資格者決定後に提示する一般図、仕上表及び現地見学会等で確認の上、事業者負担にて撤去・搬出及び処分願います。 金属類については国に引き渡しを願います。
307	40	2 章	6 節	3	(3)	②	a)	発生材の再資源化等	「石綿含有物建材以外の廃石綿については既に調査を行い、撤去済みである」とありますが、当管制部敷地内の全ての施設について撤去済みとの理解でよろしいでしょうか。	アスベストが一部未撤去の部分が判明したため、訂正します。 No306 の回答を参照ください。
308	40	2 章	6 節	3	(3)	②	b)	PCB 廃棄物	PCB 廃棄物が発見された場合の保管場所までの運搬作業についても国が実施するという理解でよろしいでしょうか。	既に PCB は撤去・保管済みですが、施設整備段階にて新たに発見された場合は、敷地内の国が指定する保管場所に事業者が運搬してください。
309	40	2 章	6 節	3	(3)	②	b)	PCB 廃棄物	PCB の保管場所に国指定は無く、処理施設に国の指定があるものと認識しておりますが、そうである場合、処理するものと考えて宜しいでしょうか。	No308 の回答を参照ください。
310	40	2 章	6 節	3	(3)	②	b)	PCB 廃棄物	上記である場合、処理施設へ搬出するまでの間の保管場所は提供頂けますでしょうか、ご教示願います。	No308 の回答を参照ください。
311	40	2 章	6 節	3	(3)	②	b)	PCB 廃棄物	上記である場合、保管場所は保管基準に従ったものとする必要が有ります。保管基準に従った保管場所の設置はどちら側で行った方が宜しいでしょうか、ご教示願います。	No308 の回答を参照ください。

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
312	40	2 章	6 節	3	(3)	②	b)	PCB 廃棄物	上記である場合、保管場所の管理者を選出する必要が有ります。どちら側から選出した方が宜しいでしょうか、ご教示願います。	No308 の回答を参照ください。
313	41	2 章	6 節	3	(4)	④		施工中の安全確保及び環境保全について	工事予定範囲内の既設埋設配管・ケーブル・トレンチ等の詳細情報を開示していただけますか。	詳細な図面等の情報のうち、機密上の配慮が必要なものは入札参加資格審査の通過者に提示します。上記以外の情報は、入札公告時に提示します。
314	43	2 章	6 節	3	(8)	③		施工終了時の測定	測定の内容をお示しください。	表 2-1 の測定対象化学物質について、a) 測定方法に従って実施してください。
315	43	2 章	6 節	3	(8)	③		施工終了時の測定	下記の①及び②を確認との記載がありますが、対応する条文がみあたりません。「・」の項目がそれぞれ①、②との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり誤植です。入札公告時に修正します。
316	44	2 章	6 節	3	(8)	③	a)	測定方法	P44 3 行目に「・上記②及び③において」との記述がありますが、当該部分はどの文章をさすのでしょうか。また、P44 9 行目に、「再度上記①から⑤により測定を行う」との記述がありますが、当該記述箇所をお示しください。	「・」の項目の順番に対応しています。入札公告時に修正します。
317	43	2 章	6 節	3	(8)	③		室内環境測定	国による別途工事が行われる前に行うホルムアルデヒド等の測定は施設計画で行うとありますが、別途工事後のホルムアルデヒド等の測定は国が行うと理解してよろしいでしょうか。	調査は事業者が実施するものとし、計画してください。
318	43	2 章	6 節	3	(8)	③		施工終了時の測定について	施工終了時の測定時期については、指針値を超えた場合の措置を講じる時間を見込んだ上で事業者側にて設定して良いかご教示下さい。	事業者側で設定してください。
319	44	2 章	6 節	3	(8)	③	c)	測定結果が厚生労働省指針値を超えた場合の措置	指針値を超えた場合には、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行うとのことですが、再測定結果が満足されなければ、施設引渡しを受け入れないとのことでしょうか。この場合事業者の責にて、引渡しが伸び、事業契約上のペナルティーが科せられるのでしょうか。	原則ご理解のとおりですが、実際の取扱いは別途協議によります。
320	47	2 章	6 節	3	(19)	⑦		作業員名簿等について	工事に先立ち提出する作業員名簿及び腕章等を着用する作業員の適用範囲をご教示下さい。（建設業は、数日間のみ労働等入替わりが激しい為、その都度名簿の提出を行うのでしょうか。）	業務上重要な場所の工事を行う場合に限ります。

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
321	49	3 章	1 節	3	(5)			修繕業務	本 PFI 事業には、いわゆる大規模修繕も含まれると考えてよろしいでしょうか。	No417 の回答を参照ください。
322	49	3 章	1 節	5				業務提供時間帯	添付資料 2-9 及び 3-3 に参考として示すとありますが、今回添付資料 3-3 は後日公表の扱いです。7 月下旬の入札公告の際に開示されるものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
323	49	3 章	1 節	5				業務提供時間帯	「国からの要請があった場合は、設定した業務提供時間帯以外での業務遂行に対応する。」とのことですが、この場合の追加費用は、支払われるものとの理解でよろしいでしょうか。	業務上やむを得ない事情等により、業務の履行時間の変更をお願いすることを想定しており、追加の費用負担は想定していません。
324	49	3 章	1 節	6	(1)			業務の実施体制	「常時連絡可能な窓口」とは、電話による連絡が可能な状態が確保されているとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
325	49	3 章	1 節	6	(1)			業務の実施体制	各業務の実施にあたって、業務責任者を選定することとありますが、複数の業務について責任者を兼務することは可能ですか。また、総括責任者が業務責任者を兼務することは可能ですでしょうか。	業務責任者は、第 3 章 1 節 3「業務内容」に示す業務ごと（点検保守と運転監視は、「建築」「電気設備」「機械設備」ごと）に定め、各業務の専門分野に精通するとともに各業務に対応した資格を有する者を配置してください。この条件を満たすことを前提とし、複数の業務について兼務することは可能とします。 また、統括責任者は、SPC の立場から維持管理業務の全般に関する契約の履行状況の把握及び統制を行う主旨での配置を期待しており、この主旨に則った体制であれば、一部業務の業務責任者が兼務することも可能とします。
326	49	3 章	1 節	6	(1)			業務の実施体制	総括責任者は業務責任者を兼務することはできますか。	No325 の回答を参照ください。
327	49	3 章	1 節	6	(2)			業務従事者の要件等	業務に必要な全ての有資格者については事業者が用意するとありますが、下請け業者が資格を有していても宜しいでしょうか。	業務責任者は、全て応募グループの構成員又は協力会社に所属した者である必要があります。
328	50	3 章	1 節	7	(1)	②		業務計画書	「業務計画書」と、「a) 基本計画」、「b) 実施計画」、「c) 長期実施計画」とは提出時期が異なりますが、別の計画という理解でよろしいでしょうか。	すべて業務計画書の一部として、維持管理業務の開始 1 ヶ月前までにご提出ください。
329	50	3 章	1 節	7	(1)	②	a)	基本計画：環境負荷低減への取り組み	基本計画に環境負荷低減への取組みを記載するようありますが、省エネや廃棄物削減などについては、入居職員の方々の協力も得られると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
330	50	3 章	1 節	7	(1)	②	a)	基本計画：業務開始時に提出	想定外の事態が発生した場合の対応とありますが、非常時・災害時の対応との違いがあればご教示下さい。	第 3 章 1 節 7. (2) の②及び⑨を参照ください。
331	50	3 章	1 節	7	(1)	②	b)	実施計画：業務開始時に提出	業績等の監視項目及び判断基準とありますが、国より監視項目及び判断基準が設定されると理解して宜しいでしょうか。	基本的な考えは、入札公告時に事業契約書別紙の「業績等の監視及び改善要求措置要領」にて示します。
332	51	3 章	1 節	7	(2)	④		消耗品、備品等	備品、工具、資機材等を事業者負担で用意とありますが、必要な消耗品、備品リストについて国側からの提示はありますでしょうか？	特にありません。

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
333	51	3 章	1 節	7	(2)	④		消耗品、備品等	ここという消耗品とは SPC 自身の企業運営業務遂行上、必要なコピー用紙、文房具等の品目を意味し、p.624 節 5(4)で示されている補充消耗品については国側からの支給品とし、事業者側にて補充作業を実施するとの考えで宜しいでしょうか。	第3章4節5(4)に示す補充消耗品も含め、維持管理業務の遂行に必要な消耗品は全て事業者の費用で用意してください。
334	51	3 章	1 節	7	(2)	④		消耗品、備品等	ここという消耗品・備品は維持管理業務の実施に用いる物品を指しているものであり、施設備品（什器備品）の調達や更新はPFI 事業の対象外と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に特段の記述がないものは、ご理解のとおりです。
335	51	3 章	1 節	7	(2)	④		消耗品、備品等	事業者が使用する消耗品に使用してはならない製品はありますか。	特にありません。
336	51	3 章	1 節	7	(2)	④		消耗品、備品等	業務遂行に必要な消耗品等は事業者の負担とありますが、これには清掃業務にて補充する衛生消耗品（トイレトペーパー、ハンドソープ、ペーパータオル等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
337	51	3 章	1 節	7	(2)	⑥		光熱水費	自動販売機の設置料をご教示いただけないでしょうか。	No127 の回答を参照ください。
338	52	3 章	1 節	7	(2)	⑪		貸与品の取り扱い	貸与品として、具体的に想定されているものがあればご教示願います。	例えば、図書類等を想定しています。
339	52	3 章	1 節	7	(2)	⑪		貸与品の取扱い	貸与いただける物品は、どのようなものがあるのでしょうか。	No338 の回答を参照ください。
340	53	3 章	2 節	7	(3)	③		省エネルギーに係る業務報告	年間の光熱水費及びその使用エネルギー等の分析・評価資料について、報告を求めておられますが、分析・評価の方法は、事業者の提案と考えて宜しいでしょうか。	省エネ法に規定された方法に準じてください。
341	54	3 章	2 節	2				適用範囲	表中の(1)建物の点検保守欄に、第二別館、機械棟に△がついており、△は保守及び修繕は含まれないとの注釈がありますが、具体的に第二別館、機械棟は何を行えばよろしいのでしょうか。	「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づく点検及び日常的に異常等を発見した場合の報告です。
342	54	3 章	2 節	2				適用範囲	表中の(3)外構の点検保守欄の既存部分欄に△がついており、△は保守及び修繕は含まれないとの注釈がありますが、具体的に外構の既存部分において何を行えばよろしいのでしょうか。	No341 の回答を参照ください。
343	54	3 章	2 節	2				適用範囲	表の下に「△：既存施設（旧本館、機械棟、第二別館）における建物の保守及び修繕は含まない」とありますが、添付資料 1-3 では「修繕は直轄」となっております。既存施設の「保守」は事業者が行うという理解でよろしいでしょうか。	既存施設のうち、旧本館と第一別館は全て対象外とします。機械棟と第二別館は、建物の点検保守の点検のみ対象とし、本文注釈を「△：既存施設（機械棟、第二別館）における建物の保守及び修繕は含まない」に訂正し、添付資料 1-3 の記述もこれにあわせて訂正します。
344	54	3 章	2 節	2				適用範囲	「既存施設（旧本館、機械棟、第二別館）における建物の保守および修繕は含まない」とありますが、添付資料 1-3 のなかでは、当該建物の点検保守はPFI 事業者となっています。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	No343 の回答を参照ください。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
345	54	3 章	2 節	2			適用範囲	表中第二別館・機械棟の建物の点検保守は△印のため、保守及び修繕は含まないとありますが、添付資料 1-3 では修繕は直轄とあり、保守は PFI とも解釈できます。どちらが正しいでしょうか。	No343 の回答を参照ください。
346	54	3 章	2 節	2			適用範囲表 (1) (2)	表の-は国が直轄で点検保守及び修繕を行うと理解してよろしいでしょうか。また、○は PFI の業務と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
347	54	3 章	2 節	2			適用範囲:表	表には旧本館が含まれておりませんが、第二別館、機械棟と同様の業務内容と理解してよろしいでしょうか。	No343 の回答を参照ください。
348	54	3 章	2 節	2			適用範囲表の (1)	△は点検のみ PFI が実施し、保守及び修繕は直轄で行うと理解してよろしいでしょうか。添付資料 1-3 では第 2 別館・機械棟の 21 年度以降の修繕は直轄とありますが、保守も直轄と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
349	54	3 章	2 節	2			適用範囲表の (3)	(3)外構の点検保守の△は点検のみ PFI が実施し、保守及び修繕は直轄で行うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
350	54	3 章	2 節	2			適用範囲表(3)	外構の点検保守は添付資料 1-3 から 21 年 4 月から業務開始ですが、既存部分の点検は PFI で行い、保守及び修繕は直轄で行うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
351	54	3 章	2 節	2			適用範囲表 (1) (2) (3)	既存機械棟から新本館の設備配管、新本館から既存第一別館、第二別館への設備配管も新本館同様に○と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
352	54	3 章	2 節	2			適用範囲表(1)	新本館の建物の保守点検は PFI で行いますが、添付資料 1-3 では 21 年 4 月から業務開始となっております。引渡しから 21 年 3 月までは直轄工事に伴う必要な点検・保守のみと理解してよろしいでしょうか。	施設引渡日から平成 21 年 3 月末までは、直轄工事を実施しており、供用開始前であることからこの期間の建物の点検保守は発生しないものと想定しております。ただし、新本館の状態を適切に保つために、事業者にて必要と考える場合に提案を拒むものではありません。
353	54	3 章	2 節	2			適用範囲表(4)	植栽管理は添付資料 1-3 から 21 年 4 月から業務開始ですが、新本館新設に伴う外構整備範囲も 21 年 4 月と理解してよろしいでしょうか。	既設の植栽部分は、平成 21 年 3 月末まで直轄で別途実施する予定です。なお、PFI 事業者が新たに整備した植栽については、適正な管理という観点から平成 21 年 3 月末までに必要な事項があれば、適宜実施してください。
354	54	3 章	2 節	2			適用範囲	表内△部分の項目は「保守及び修繕は含まない」とありますので、点検業務のみを行うとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
355	54	3 章	2 節	2			適用範囲	表中の△印が示す意味について、さらに詳しくご教示下さい。	No341～No343 の回答をご参照ください。
356	54	3 章	2 節	2			適用範囲	適用範囲が示されている表の「△」は、対象外という意味を表しているのですか。別欄に記載の「－」印との違いをご教示下さい。	No341～No354 の回答をご参照ください。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
357	54	3 章	2 節	2	(1)		適用範囲	建物の点検保守で第二別館および機械棟が△となっており、欄外に同施設の「建物の保守及び修繕は含まない」とありますが、添付資料 1-3 では第二別館および機械棟の建物保守は、平成 20 年度までは「直轄」、平成 21 年度以降は「PFI」となっております。建物点検保守での機械棟および第二別館での PFI 事業の対象業務範囲を再度お示し願えませんか。	No341～No354 の回答をご参照ください。
358	54	3 章	2 節	2	(3)		適用範囲	外構の点検保守で既存部分が△となっており、欄外に「保守及び修繕は含まない」とありますが、添付資料 1-3 では外構施設の建物保守は、平成 20 年度までは「直轄」、平成 21 年度以降は「PFI」となっております。外構の点検保守の PFI 事業での対象業務範囲を再度お示し願えませんか。	No341～No354 の回答をご参照ください。
359	54	3 章	2 節	3			直轄工事	引渡しから平成 21 年 3 月末までの間の直轄工事の内容とそれに伴う一部設備の稼動に必要な機器(建物、電気設備、機械設備)をお示し頂けますか。	直轄工事の内容は添付資料 1-3 を参照ください。期間や場所は限定的な使用となりますが、全ての設備が対象となります。
360	54	3 章	2 節	3			業務開始時期	国の直轄工事に伴う、仕上げ材の損傷等に対する補修は、国の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
361	54	3 章	2 節	4			点検保守の頻度等	「定期的な点検」における点検の頻度や内容は、事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	第 3 章 1 節 3「業務内容」に記載しているとおり、建築保全業務共通仕様書の最新版に示されている水準を満足することを前提とします。
362	55	3 章	2 節	4	(1)		建物の点検保守	付帯工作物とは、旗竿のみと理解して宜しいでしょうか。旗竿以外にあればご教示下さい。	本施設に付随する工作物の全てを指します。
363	57	3 章	2 節	4	(4)	③	要求水準	台風等の災害により倒木した場合の処理費用は、不可抗力による損害となると考えてよろしいでしょうか。その場合は国にご負担いただけたと考えてよろしいですか。	常識的な災害対策を行っているにも係わらず、やむを得ず被害が発生した場合は、不可抗力扱いとなります。なお、不可抗力による損害の負担方法は、入札公告時に示します。
364	57	3 章	2 節	5	(2)		災害時・非常時の対応	「災害等の発生」とありますが、災害等とは実施方針の資料表 A-3 No35 の天災(要求水準で定めた範囲内のもの)と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
365	57	3 章	2 節	5	(2)		災害時・非常時の対応	台災害が発生し被害があった場合の復旧に要した費用は、不可抗力による損害となると考えてよろしいでしょうか。その場合は国にご負担いただけたと考えてよろしいですか。	災害等の発生が予想される場合、施設の被害が最小となるように事前に予防措置を行う必要があります。また、No363 の回答も参照ください。
366	58	3 章	3 節	3	(1)		業務開始時期及び体制	設備の調整窓口は常駐警備員と兼務してもよいとありますが、兼務するにあたり必要な資格要件はありますか。	特にありませんが、軽易な操作等が可能であることが望ましいと考えます。
367	58	3 章	3 節	3	(2) (3)		業務の体制	設備の運転監視要員は、(2)H21 年 4 月～9 月、(3)H21 年 10 月～においても、(1)と同様に、常駐警備員による兼務は差し支えないでしょうか。	設備の運転監視要員は、(2) (3)においては常駐警備員による兼務は認めません。
368	59	3 章	3 節	4	(2)		室内環境測定	記載項目の他にホルムアルデヒド量の測定を行う、とありますが、ホルムアルデヒド量の測定は施工終了時の測定項目(P43)にあり、維持管理期間を通して測定するのでしょうか。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に則り、測定する必要があります。

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
369	59	3 章	3 節	4	(2)			室内環境測定	ホルムアルデヒド量の測定は、維持管理期間終了時まで行うと理解してよろしいでしょうか。	No368 の回答を参照ください。
370	59	3 章	3 節	4	(2)			室内環境測定	ホルムアルデヒド量の測定を行うとありますが、維持管理業務の実施期間中を通じて測定すると考えて宜しいでしょうか。	No368 の回答を参照ください。
371	61	3 章	4 節	1				清掃業務概要	ビル管理法に基づく環境衛生管理業務の実施、特定建築物の届出、及び環境衛生管理技術者の選任・届出などは必要と考えてよろしいでしょうか。	ビル管理法の適用を受ける場合は、選任・届出等が必要です。
372	61	3 章	4 節	4	(1)			表 3-2: 日常清掃及び定期清掃	管制運用室は「業務に支障を来たさないよう、作業時間及び騒音に細心の注意を払う」とありますが、同様の配慮をすべき部屋は他にありますでしょうか。	管制運用室のみで、他は特にありません。
373	61	3 章	4 節	4	(1)			表 3-2 日常清掃及び定期清掃(特記事項)	「浴室・脱衣所」の項で、「足拭きマット等の備品は常に快適に使用できる状態にする。」とありますが、当該備品の整備も事業者負担でしょうか。	ご理解のとおりです。
374	61	3 章	4 節	4	(1)			表 3-2 日常清掃及び定期清掃(特記事項)	必要諸室に含まれる「仮眠室」で使用されるリネン等の備品調達・管理、清掃も事業者の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。その場合、必要備品の種類・数量等についてもご教示ください。	「仮眠室」の清掃は本事業に含まれますが、備品等の調達・監理は含みません。
375	61	3 章	4 節	4	(1)	表 3-2		日常清掃及び定期清掃（特記事項）	雨用マット、灰皿、足拭きマットの準備については、事業者負担として理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
376	62	3 章	4 節	4	(2)			廃棄物処理	「廃棄物処理に係る費用の支払は従量制とし」とありますが、事業者の業務範囲は収集場所への集積・保管までであり、職員事務所で発生する廃棄物処理は、国が廃棄物処理会社と直接契約し、国の負担との理解でよろしいでしょうか。	廃棄物の処理を含めて実施してください。
377	62	3 章	4 節	4	(2)			廃棄物処理	ゴミ容器は分別用に分けて各階の主要な箇所に設置し、職員は分別してゴミ容器に捨てて頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
378	62	3 章	4 節	4	(2)			廃棄物処理業務	廃棄物処理業務とは、施設内のゴミを収集し、敷地内のゴミ集積場所に運搬・保管するだけでなく、敷地外の廃棄物処理場までの運搬・処分を含むとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
379	62	3 章	4 節	5	(1)			業務提供時間帯	日常清掃の作業日は原則祝祭日、土曜日、日曜日を除く、とありますが、年末年始は平日扱いでしょうか。	年末年始は休日扱いで日常清掃は除きます。
380	62	3 章	4 節	5	(1)			業務提供時間帯	定期清掃の時間は休日昼間(8 時 30 分～17 時 15 分)と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
381	62	3 章	4 節	5	(1)			業務提供時間帯	作業時間が午前 5 時からとなっておりますが、警備員の正門門扉の開扉が午前 6 時となっております、清掃員の入館方法が別途定められると理解して宜しいでしょうか。	作業時間について、午前 6 時からに修正します。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答	
	頁	項								
382	62	3 章	4 節	5	(3)		清掃方法	電子計算機・計測器等、精密機器、調度品への影響を与えない適切な清掃方法をとるとありますが、精密機器等は水を使用する作業を避けなければならないと考えています。具体的に水を使用した作業を禁止する諸室等については、後日公表の「添付資料 3-3 各室の在室時間等・清掃業務範囲・立入りに関する制限」において、詳細が示されるのでしょうか。また、諸室毎に清掃方法を具体的に示していただけるのでしょうか。	原則、機器室は水を使用しない作業方法となりますが、具体的な清掃方法は別途協議によって定めます。	
383	62	3 章	4 節	5	(4)		消耗品の補充	消耗品にペーパータオルとありますが、ジェットタオル（エアータオル）の提案は可能でしょうか。	可能です。	
384	63	3 章	5 節	1			警備・受付業務業務概要	機械警備と人的警備の適切な組み合わせにより敷地及び建物・重要室等への不審者の侵入に対する防御・警戒を行うとありますが、機械警備とは、P65(2)②の「各種監視装置の監視及び操作」と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、機械警備の設備内容は、第 2 章 5 節 4(1)⑫を参照ください。	
385	63	3 章	5 節	2			適用範囲	新本館以外の既存施設について、「機械警備」と「人的警備」の『適切な組み合わせ』には 2 つの選択肢が考えられます。 1) 既存施設の警備設備に、新しい人的警備を適合させる。 2) 既存施設の警備設備を、新しい人的警備に適合させる。 2) の場合、既存設備の変更が生じますが、認められるのでしょうか？	既存設備の変更を要求するものではありませんが、事業者の提案により変更することは構いません。	
386	63	3 章	5 節	2			H 20. 11. 1 （予定）～H21. 3. 31	この期間の業務の対価については、平成 20 年度に支払っていただけるのでしょうか？国庫債務負担行為の設定に記載の「平成 21 年度以降 15 箇年度以内」とは別の予算措置が講じられるのでしょうか。（ご検討ください）	平成 21 年度以降に支払います。詳細は、入札公告時に示します。	
387	63	3 章	5 節	2			警備業務体制	ここという常駐とは、24 時間常駐と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
388	63	3 章	5 節	3	(1)		庁舎敷地出入等管理業務	「他、発注者が必要に応じて指示する」の作業ボリュームは、通常業務の合間に処理出来る程度でしょうか？それとも、その「指示」に専従する人員の配置をご要求されているのでしょうか。	通常業務の合間に処理出来る程度です。	
389	64	3 章	5 節	3	(1)	①	b)	車両の出入り	工事車両の出入りが正門からと想定されておりますが、施設の並行運用時に一般車両と出入りが重複すると想定されます。セキュリティ管理や安全管理の観点上、工事車両の出入口を分けることは想定しているのでしょうか。	No115 を参照ください。
390	64	3 章	5 節	3	(1)	②	庁舎等への出入者等の監視	「庁舎敷地内ゲートボックスに常駐し」とありますが、既存の守衛室とは別に、新たにゲートボックスを設置するのでしょうか。	現在の正門ゲート付近に設置している既設の守衛室を指し、新たにゲートボックスを設置する必要はありません。	

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
391	64	3 章	5 節	3	(1)	②		庁舎等への出入者等の監視	「確認」の具体的内容は、提案者に創意工夫が求められ、国の審査評価の対象となる、との理解で宜しいでしょうか？「確認」業務は、ピンからキリまでであり、安全性と費用は表裏一体なので、安全性が評価されないと、コストの投入がためられます。	要求水準書に示す程度の作業を想定していますが、優れた提案は評価します。
392	64	3 章	5 節	3	(1)	②	a) (7)	人の出入	ここで記載されている「管制部職員の身分証明書」とは航空局統一の身分証明書を示し、P65 3(3)に記載のある個別識別カードとは異なるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
393	64	3 章	5 節	3	(1)	②	b)	一般者の車両	一般者の車両の入場時の車両立入許可証の発行は事前に総務課から書面で連絡はあると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
394	64	3 章	5 節	3	(1)	②	b)	車両の出入り	「車両立入証」に加えて、車両の運転者や同乗者に対して「a) 人の出入り」を適用する必要がある、との理解は正しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
395	64	3 章	5 節	3	(1)	②	b)	(エ)空車の一般常用旅客運送事業者の自動車	「発注者名の確認」は、事業者に申告を求めることで、宜しいのでしょうか？それとも、発注者に、発注の事実を問い合わせる必要があるのでしょうか？	後段のとおりで結構です。
396	64	3 章	5 節	3	(1)	③		不審者等への対応	「警備員は来意の不明なものが出頭した場合は業務責任者に連絡し」とありますが、業務責任者は検査職員または監視職員に連絡すると理解してよろしいでしょうか。	監視職員への連絡で結構です。
397	64	3 章	5 節	3	(1)	③		不審者への対応	「適切なる措置」とは、具体的には「業務責任者に連絡」すれば足りる、との理解で宜しいのでしょうか？	状況に応じた臨機の対応を願います。
398	64	3 章	5 節	3	(1)	③		不審者への対応	「監視職員」とは、国の職員と思われませんが、そのような理解で宜しいでしょうか？また、勤務場所と勤務時間を明示願います。	ご理解のとおりです。勤務場所は那覇航空交通管制部総務課、官執勤務です。
399	64	3 章	5 節	3	(1)	③		不審者への対応	「制止」は、民間人の業務ですから、警備員に危険が及ばない範囲で最大限の努力を払う、という常識的な理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
400	65	3 章	5 節	3	(2)			管制部本館内の受付・守衛室	「管制部本館内の受付・守衛室」と「機械設備監視室」を同室配置することに支障はありますでしょうか。	別室としてください。
401	65	3 章	5 節	3	(2)			総合警報監視盤監視業務	「発注者名の確認」は、事業者に申告を求めることで足りるのでしょうか？それとも、発注の事実を、発注者の確認する必要があるのでしょうか？	質問の箇所がわかりません。
402	65	3 章	5 節	3	(2)	①		訪問者の受付及び案内	作業量を判断する材料として、訪問者等の人数や頻度等について、想定値をお示し願います。	年間約 6,000 名程度とご理解ください。
403	65	3 章	5 節	3	(2)	②		各種監視装置の監視及び操作	「適切な処置」とは、現場から離れた「受付・守衛室」から物理的に可能な範囲で常識的に最大限の努力を払えば足りる、との理解で宜しいのでしょうか？	質問の主旨が分かりかねますが、直ちに現場へ急行し状況の確認及び原因の究明、被害を最小限に留める為の措置などを想定しています。

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
404	65	3 章	5 節	3	(2)	③		鍵の管理	「鍵の適切な管理」とありますが、職員からの要望で施錠、開錠の業務はありますか。その時の許可は監視職員が行うと理解してよろしいでしょうか。	警備員が身分証明書等により、職員であることを確認し、職員が依頼する部屋を解錠してください。
405	65	3 章	5 節	3	(3)			個別識別カード等の発行・管理	職員の個別識別カードはp. 64②a) (ア)に記載されている身分証明書と異なる場合、個別識別カードは当該敷地内でのみ有効なカードと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
406	65	3 章	5 節	3	(3)			個別認識カード等の発行・管理	個別認識カード等の発行及び内容の修正はシステムにもありますが、現地で即座に発行、修正はできない場合が想定されます。時間的な制約はありますでしょうか。	特に制約はありませんが、可能な限り早急をお願いします。
407	65	3 章	5 節	3	(3)			個別識別カード等の発行・管理	「監視職員」とは、国の職員と思われませんが、そのような理解で宜しいでしょうか？また、勤務場所と勤務時間を明示願います。	No398 の回答を参照ください。
408	65	3 章	5 節	3	(3)			個別識別カード等の発行・管理	「カードの発行」とは、物理的な媒体の作成までで、職員等への交付は国が行う、との理解で宜しいでしょうか？なぜなら、本人への交付に際しては、安全上（不正防止上）本人確認が必須であり、本人を把握されている国が行うのが適当と考えるためです。	ご理解のとおりです。
409	65	3 章	5 節	3	(3)			個別識別カード等の発行・管理	個別識別カードの具体的仕様等（電子認証の有無等）については、事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
410	65	3 章	5 節	3	(3)			個人識別カード	ここという個人識別カードとは、26 頁に記載のセキュリティレベルに応じた「入室管理設備」に使用するカードと思慮いたしますが、例えばカード等の媒体を使用しない入室管理設備等の提案は可能でしょうか。ご教示をお願いします。	No238 の回答を参照ください。
411	65	3 章	5 節	3	(4)	③	b)	建築及び設備等の	「適切な処置」とは、常識的な範囲で最大限の努力を払えば足りる、との理解で宜しいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
412	66	3 章	5 節	3	(5)	①		常時安全に	「非難手段を確保」と「表示を施す」は、施設整備(第 2 章)で要求されるべきではないでしょうか？	ハードとソフトの両面からの対応を求めている、施設整備計画にも反映ください。
413	66	3 章	5 節	3	(6)			管制部の行う各種危機管理・防災対策訓練への参加	受注者、業務責任者、現場管理責任者及び警備員は、管制部又は他の機関が行う各種危機管理・防災対策訓練には積極的に参加するものとありますが、清掃員等も対象と理解して宜しいでしょうか。	特に必要ありません。
414	66	3 章	5 節	4	(1)			警備・受付業務の実施体制	実施体制に記載の「業務責任者」及び「現場管理責任者」とは、警備・受付業務の専属要員であり、49 頁に記載の総括管理責任者及び業務責任者とは別に選任が必要との理解で宜しいでしょうか。	業務責任者は、49 頁に記載の業務責任者と同義です。統括責任者の取扱いは、No325 の回答を参照ください。
415	66	3 章	5 節	4	(1)	①		業務責任者	警備の業務責任者は新本館に常駐する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりで、業務責任者は常駐する必要はなく、現場管理責任者のみ常駐が必要となります。
416	67	3 章	5 節	4	(3)			待機及び交替	「警備士」は、これまでに登場した「警備員」と同義、との理解で宜しいでしょうか？	「警備員」に訂正します。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
417	68	3 章	6 節					修繕業務とは、日常的に行う経常修繕及び長期計画で行う大規模修繕等の如何に拘らず、施設の機能維持に必要な修繕はすべて行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、施設の機能維持に必要な修繕はすべて本事業に含みます。
418	68	3 章	6 節					修繕業務の施工内容については応募者側の提案によって考えて宜しいでしょうか。なお、大規模修繕業務については、事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	No417 の回答を参照ください。
419	68	3 章	6 節					既存施設の修繕業務が PFI の事業範囲かどうか不明ですが、旧本館、機械棟、第一別館、第二別館ともに、PFI の事業範囲外との理解でよろしいのでしょうか。	既存施設の修繕業務は、本事業に含みません。
420	68	3 章	6 節					本項における“建築物”とは、添付資料 1-1「用語の定義」にて規定される“建築物”との解釈のもと、建築設備に関する修繕業務は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	建築物とは、「建築基準法」第 2 条第 1 号に規定する建築物をいうものとし、建築設備を含みます。
421	68	3 章	6 節					事業期間終了後の施設の状況について、「事業期間終了後しばらくの期間、大規模な修繕や機器の更新を行う必要がない」などの特段の配慮を行う必要はあるのでしょうか。	No35 の回答を参照ください。
422	68	3 章	7 節	1				自動販売機運営業務 自動販売機運営業務については記載がありませんが、7 月下旬の入札公告の際に開示されるものと考えてよろしいでしょうか。	No127 の回答を参照ください。
423	68	3 章	7 節	1				自動販売機運営事業 自動販売機運営業務についての記載がございませんが、ご説明願います。	No127 の回答を参照ください。
424	68	3 章	7 節	1				自動販売機運営事業 自動販売機運営業務の内容については、事業者提案と理解して宜しいでしょうか。	No127 の回答を参照ください。
425	68	3 章	7 節	1				自動販売機運営事業 食事室の運営業務はどのようにお考えかお示してください。	No127 の回答を参照ください。
426	68	3 章	7 節	1				自動販売機運営事業 自動販売機の内容、設置台数等現時点でのお考えをお示ください、また、設置にあたり、電気代、行政財産使用量等民間事業者が負担する項目があればご教授ください。	No127 の回答を参照ください。
427	68	3 章	7 節	1				自動販売機運営事業 自動販売機運営業務について。自動販売機の設置にあたっては、国に対して使用料の支払義務が生じるのでしょうか。生じるのであれば、算出方法につき、いつ頃お示しいただけるのでしょうか。算出方法が決まっていればお示ください	No127 の回答を参照ください。
428	68	3 章	7 節	1				自動販売機運営事業 具体的な業務内容の明記がありませんが、現時点でのお考え（設置台数、独立採算とした場合の設置床部分の賃料・光熱水費等の取り扱い等）をご教示ください。	No127 の回答を参照ください。
429	68	3 章	7 節	1				自動販売機運営事業 自動販売機運営業務に関する要求水準及び自動販売機の稼働に伴う電気料金の負担区分の取り扱い等の詳細については別途公表されとの理解で宜しいでしょうか。	No127 の回答を参照ください。
430	69							添付資料 新本館の建設可能範囲において、磁気探査は済んでいると考えてよろしいですか。	実施していません。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
431	69						添付資料	添付 2-16「既存電気設備との接続及び切替時期」について、公表時期はいつ頃になりますでしょうか。	入札公告時に示します。
432	資料	1-1					用語の定義	雨水利用・排水再利用等に「地下鉄湧水」とありますが、どういふものなのでしょう。また、本件敷地には関係はありますでしょうか。	誤植です。修正します。
433	資料	1-1					用語の定義	修繕には「保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等は除く」とありますが、本事業に関しては、いわゆる大規模修繕は含まれるという理解でよろしいのでしょうか。	No417 の回答を参照ください。
434	資料	1-2		(3)			添付資料 1-2	1 行目「計画敷地において特に遵守すべき事項については」とは、誤植と考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。削除します。
435	資料	1-3					整備スケジュール及び維持管理の開始時期	I 施設整備の 2. 直轄事業(1)電気工事の設置工事の期間が PFI 事業の建設工事期間と 3 ヶ月重複していますが、この期間の施工に関わるリスク分担は PFI 事業契約にて定めるとの理解でよろしいのでしょうか。また、この期間に直轄工事で掛かった電気代等の水光熱費は国の負担という理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
436	資料	2-9					諸室の要求性能表	表中に△印数ヶ所がありますが、これはどういう意味でしょうか。	原則、換気設備のみで対応する室です。 沖縄の気候（高温多湿、強風）、内部発熱量を勘案して、空調（冷却）を行った方が有利と考えられる場合は、事業者の提案によります。
437	資料	2-9					諸室の要求性能表	自動車置場とありますが、これは「要求水準書（案）P17⑤外構計画 a）構内通路・駐車場」に記載の駐車場とは別に建物内部に設置するものという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
438	資料	2-9					諸室の要求性能表	倉庫は管理部門の一箇所のみでよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、倉庫の面積については、89㎡に修正します。
439	資料	2-9					諸室の要求性能表	管理部門のコピー室の面積が表示されていませんが、適宜と理解して宜しいのでしょうか。	コピー機の設置スペースは、各課事務室に含めるものとし、コピー室の独立した設置は必要ないものとし、添付資料 2-9 を修正します。
440	資料	2-11-①					ゾーニング相関関係図	【凡例】同室について、「総務課事務室」と「会計課事務室」間に間仕切りは設けないという解釈でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
441	資料	2-11-③					諸室間のダクト整備条件	諸室間のダクト整備条件の内容をお示ください。	入札公告時に示します。
442	資料	2-11-③					諸室間のダクト整備条件	添付資料 2-11-①ゾーニング相関関係図の最後に、添付資料 2-11-③という表紙がありますが、内容は別途公表されるのでしょうか。	No441 の回答を参照ください。
443	その他						既存施設	計画立案の参考に、敷地及び既存施設各棟を見学させていただくことは可能でしょうか。可能であれば、時期、申込方法についてお示し下さい。	入札公告時に示します。

No	該当箇所		タイトル	質問	回答
	頁	項			
444		その他	一般論として	既存の施設が存置され、既存施設との接続が前提となっている部分が多く見受けられますが、既存施設側に対してどの程度の整備が求められるか、また、既存施設で発生した不具合についての責任を誰が負担することになるのか、というのは本事業では重要なポイントになると思われます。その点は極力入札公告あるいは、第二次提案時点までに明確化をお願いします。	ご意見として承ります。